

刻翻『故事部類抄』(三)

——曲亭叢書——

曲亭叢書研究会

凡例

一 本稿は、早稲田大学中央図書館「曲亭叢書」所収の、曲亭馬琴自筆「故事部類抄」(イ4 600 51~55)五卷五冊を翻刻するものである。

一 今回は第二冊の前半、「人倫部」・「人事部」を翻刻した。

一 翻刻にあたっては、できるだけ底本通りとすることを原則にしたが、便宜上、以下の諸点に手を加えた。

1 漢字は、原則として新字体を用いた。誤字・当て字などはそのままにし、(ママ)と注し補記した。ただし、印刷の都合上省略したところもある。

2 踊字の「ヒ」などは、仮名は「ヽ」、漢字は「々」に統一した。

送り仮名のうち、次の文字は以下のごとく表記した。「ク」↓コト、「ノ」↓シテ、「臣」↓トモ、「子」↓ネ。

3 句点・読点・中黒などは、底本には原則として施されていないが、適宜補った。例外的なものは「」で示した。連続符「」は省略した。例、「如何」↓「如何」。

- 4 濁点・見セ消子など、明らかな誤記は訂正した。
- 5 本文中の二行割部は、() の中に示した。
- 6 送り仮名とルビは、字間を調整して区別できるように配慮したが、印刷の都合上必ずしも厳密なものとはなっていない。
- 7 出典原文を省略したと思われる部分については、数文字程度のもは訓点を含めて () の中に適宜補い、長文にわたる場合は「中略」記号で示した。
- 8 書名、部立ての下に補った () 部は、翻刻者の注である。例、「(後補表紙の書題簽)」。
- 9 本文中の年号表記など、明らかな誤りと思われるものは、※を施し、各項末尾に注した。
- 10 欄外書入れ・貼紙などは、*をもってその位置を示し、適当と思われるところへ挿入した。
- 11 『日本書紀』に関しては、日本古典文学大系本に依拠して異同を示した。その他は解題にゆずる。

曲亭叢書研究会

柴田光彦

谷脇理史

雲英末雄

播本眞一

二又淳

故事部類抄二 (後補表紙の書題簽)

人倫部

宗族 姓氏 姓名 称呼 名諱 祖父 父母 父母 父子 母子 後母 誕子 前後身 教子 愛子 有子 無子 祖孫 諸父 兄弟 嫂叔 閭閻親 世家 外子孫 舅甥 外内兄弟 姑姨 姊妹 女 慧女 美女 醜女 婚姻 翁婿 夫婦 賢妻 喪妻 寡妻 出妻 妬妻 寵妻 婢妾 (元表紙四)

夫婦

伊弉諾尊・伊弉(冉)尊、立_ニ於_ニ天浮橋之上、共計_レ日、底下豈無_レ國歟、_テ以_ニ天之瓊矛、指_レ下而探_レ之、_コニ_キエ_キア_キヲ_ナバ_ラヲ_カケ_テアリ_キ、_ハ是_レ獲_レ滄溟、_ノホ_フサ_キヨ_リク_ハル_シホ、_テ凝_レ成一嶋、_ト名_レ之曰_ニ磯馭盧嶋、_ト二_ニ神_於是、_{降_ニ居}彼嶋、_ト因_ニ共_ニ欲_ニ為_レ夫婦、_ト産_ニ生_ニ州國、_ト便_ニ以_ニ磯馭

盧嶋、為_ニ國中_ノ之柱、_ト而陽神左旋、陰神右旋、分_ニ巡_ニ國柱、_ト同會_ニ一面、_ト時陰神先唱曰、_ト懃哉、_ト遇_ニ可美_ノ少男_ト焉、_ト陽神不_レ悅曰、_ト吾_ハ男子、_ト理_ニ當_ニ先唱_ト云云、_ト是行也、_ト陽神先唱曰、_ト懃哉、_ト遇_ニ可美_ノ少女_ト焉、_ト因問_ニ陰神_ト曰、_ト汝_ハ身_ニ有_ニ何_ノ成_レ耶、_ト對曰、_ト吾身_ニ有_ニ雌元_ノ之_レ處、_ト陽神曰、_ト吾身_ニ有_ニ雄元_ノ之_レ處、_ト思_レ欲_ニ以_ニ吾身_ノ元_ノ處、_ト合_ニ汝_ノ身_ノ元_ノ處、_ト於是、_ト陰陽始_ニ遵_ニ合_ト為_ニ夫婦_ト、_ト(日本書紀)

婚姻

素戔嗚尊、立_ニ化_ニ奇稻田、_ト姫_ト為_ニ湯津爪櫛、_ト而捶_ニ於_ニ御髻_ト云云、_ト然後、_ト行_ニ覓_ニ將_ニ婚_ト之_レ處、_ト遂_ニ到_ニ出雲_ノ之清地_ト焉、_ト乃言_ニ曰、_ト吾_ハ心清々之、_ト於_ニ彼_ノ處_ト建_ニ宮_ト、_ト或云、_ト時_ニ武素戔嗚尊_ノ歌_レ之曰、_ト夜句茂多菟、_ト伊都毛_ト夜霸_ト餓岐、_ト菟磨語味爾、_ト夜霸餓枳菟俱盧、_ト贈_ニ廼_ニ夜霸餓岐_ト廼、_ト乃相_ニ與_ニ溝_ト合、_ト而生_ニ兒_ト大己貴神、_ト(日本書紀)

姓氏

皇孫_ト勅_ニ天鈿女命_ト、_ト汝_ハ宜_ニ以_ニ三所_ト顯_ニ神_ト(猿田彦)名_ト、_ト為_ニ甲

カネト 姓氏ニ焉。因賜ニ猿女君之号。故猿女君等男女、皆呼ツテ
為レ君、此其縁也。日本紀神代卷

誕子

木花開耶姬 (本ノ名ハ鹿葦 (津) 姫、大山祇女、天津彦火瓊杵尊
妃) 生レ兒。時以ニ竹刀ニ截ニ其兒臍。其所棄竹刀、
終ニ成ニ竹林、故号ニ彼地一曰ニ竹屋。日本紀

乳母

彦火々出見尊、取ニ婦人一為ニ乳母・湯母、及飯嚼・湯
坐ニ。凡諸部備行、以奉レ養焉。于レ時、權用ニ他姫
婦、以レ乳養ニ皇孫 (鸕鷀草葺不合尊) 焉。此世取ニ乳
母、養兒之縁也。日本紀

名

天皇神武勅 譽ニ日臣命曰、汝忠而且勇。加能有
導之功。是以、改ニ汝名為ニ道臣。日本紀

兄弟 木刀 見劍門

醜女

垂仁 (天皇) 十五年春二月、喚ニ丹後五女、納ニ於

翻「故事部類抄」(三)——曲亭叢書——

ウチツツミヤニ 掖庭。云云。唯竹野媛者、因ニ形姿醜、返ニ於本
土。則羞ニ其見返。葛野、自隨レ輿而死之。委見于
皇妃門 (日本書紀)

名 見性行門△△

友 口葬門 人道ノ部ニ入ベシ

神功皇后撰政之時、昼暗如レ夜、已經ニ多日。時人
曰、常夜行之也。皇后問ニ紀直祖豐耳曰、是怪何
由矣。時有ニ一老父曰、伝聞、如是怪、謂ニ阿豆
那比之罪也。問ニ何謂ニ也。对曰、二社祝者、共
合葬歟。因以、令ニ推問、巷里有ニ一人曰、小竹
祝与ニ天野祝、共為ニ善友。小竹祝逢病而死
之。天野祝血泣曰、吾也生為ニ交友。何死之無
レ。 (宜) 同穴乎、則伏レ屍側而自死。仍合葬焉。
蓋是之乎。乃開レ墓視レ之、実也。故更改ニ棺櫬、各異
レ処以埋之。則日暉炳燦、日夜有レ別。日本紀

名諱

大鸕鷀天皇生 日、木菟入ニ于産殿。明旦、菅田天皇、

喚メシテ大臣武内宿祢ヲ語テ之曰、是何瑞也。大臣對言、吉祥也。復タテ當タ昨日、臣妻産時、鷓鴣入ニ于産屋。是亦アヤシ申ス。異ニ焉。爰天皇曰、今朕之子与三大臣之子三、同日共ニ産。

兼有瑞。是天之表焉。以為、取其鳥名、各相マ易マ名マ子ニ、為ニ之後葉之契シ一也。則取ニ鷓鴣名、以名ニ太子、曰ニ大鷓鴣皇子。取木菟名、号ニ大臣之子、曰ニ木菟宿祢。仁德紀

媒

大鷓鴣天皇四十年、納メシレテ雌鳥皇女ニ欲レ為レ妃、以ニ準ハヤフサ別皇子ヲ為レ媒ト。仁德紀

姓氏

允恭御宇、百姓不レ安。或誤（失）己ニ姓、或故認ニ高カ氏。〔中略〕天皇詔（シ）諸氏姓名人等、沐浴齋戒、各令ニ盟神探湯、則於ニ味檀丘之辭。禍戸碑。坐探湯釜、而引三諸人ヲ令レ赴ト曰、得レ実則全。偽者必害。〔注釜ニ煮沸、攘レ手探ル泥。或燒ニ斧火、色一置ニ于掌。於是〔中略〕各赴レ釜探湯。則得レ実者自全、不レ得レ実者皆傷。是以、

故詐者愕然之、予退無レ進。自レ是之後、姓氏自レ定、更無レ詐人。日本紀

美人

允恭天皇七年冬十二月、讎ニ于新室。天皇親レ之撫レ琴。皇后起レ舞。々既終而、不レ言（礼事）。當時風俗、於ニ宴會、舞者舞終、則自對（座長）曰奉レ娘子也。時ニ天皇謂ニ皇后一曰、何失常礼也。皇后惶レ之、復起レ舞。々竟言、奉ニ娘子ト。天皇即問ニ皇后一曰、所奉レ娘子者誰也。欲レ知ニ姓字ト。皇后不レ獲レ已レ而奏言、妾ニ弟、名ハ弟姫焉。弟ニ容姿絕妙、無レ比。其艷色徹レ衣而晃レ之。是以、時人号曰ニ衣通郎姬ト也。天皇之志、存ニ于衣通郎姬。〔中略〕明日遣ニ使者一喚ニ弟姫ト。日本紀

夫婦

欽明天皇二十三年、遣ニ大將軍一紀男麻呂、副將河辺臣瓊ノ令レ討ニ新羅・百濟ヲ。河辺臣瓊ノ元、不レ曉ニ兵、對（軍大敗而新羅闕將生虜）河辺臣瓊ノ及其隨婦ヲ

于時、父子夫婦、不能相恤。鬪將問河辺臣曰、汝命与婦孰与尤愛。答曰、(何)愛一(女)一以取禍乎。如何。不(レ)過命也。遂許為(レ)妾。鬪將遂於(レ)露地、姦(レ)其婦女。々々後還。河辺臣欲(レ)就談(レ)之。婦人甚以(レ)慙恨。而不(レ)隨曰、昔君輕(レ)妾身。今何面目以(レ)相遇。遂不(レ)肯言。是婦人者、坂本臣女、曰(レ)甘美媛。日本紀

妻 勇婦

舒明天皇九年、蝦夷叛以不(レ)朝。即拜(レ)大仁上毛(野)君形名(一)為(レ)將軍。令(レ)討。還為(レ)蝦夷(見)敗。而走(レ)入壘。遂為(レ)賊所(レ)圍。軍(衆)悉(漏)城空之。將軍迷不(レ)知(所)如(一)時(日)暮。踰(垣)欲(逃)。爰方名君妻歎曰、懍(哉)、為(レ)蝦夷(將)見(殺)。(則)謂(夫)曰、汝(相)等(渡)着(海)三(跨)二(里)平(水)表(一)政(以)威(武)伝(於)後(葉)。(今)汝(頓)屈(先)祖(之)名(一)必(為)後(世)見(嗤)。(乃)酌(酒)強(之)令(飲)。(夫)而(親)佩(夫)之(劍)。(張)三(十)弓(一)令(女)人(數)十(一)俾(鳴)弦。(既)而(夫

更(起)之、取(伏)杖(一)而(進)之。蝦夷以為(軍)衆(猶)多(一)而(稍)引(退)之。於是(散)卒(更)聚(亦)振(旅)焉。擊(蝦夷)大(敗)以(悉)虜(日本紀)

婚姻

中臣鎌子連与(中大)兄(欲)誅(蘇)我(臣)入(鹿)。(於是)中臣鎌子連議曰、謀(大事)者、不(如)有(輔)。(請)納(蘇)我(倉)山(田)麻(呂)長(女)為(妃)。(而)成(婚)姻(之)呢(一)然(後)陳(說)欲(与)計(事)成(功)之(路)莫(近)於(茲)。(中)大(兄)聞(而)大(悅)。(曲)從(所)議。中臣鎌子連、即(自)往(謀)要(訖)。(而)長(女)所(期)之(夜)被(偷)於(族)。(一)族(謂)身(狹)臣(也)由(是)倉(山)田(臣)憂(惶)仰(臥)不(知)所(為)。(一)少(女)怪(父)憂(惶)就(而)問(曰)憂(惶)何(也)。(父)陳(其)由)。(少)女(曰)願(勿)為(憂)。(以)我(奉)進(亦)復(不)晚)。(父)便(大)悅、遂(進)其(女)。(奉)以(赤)心(一)更(無)所(忌)。(皇)極(紀)

妻

齊明天皇(天皇)六年、都(耽)羅(人)乾(豆)波(斯)達(阿)欲(婦

本土^ニ求^ク請^ム送^ル使^ヲ曰^ク願^ハ後^ニ朝^ニ於^テ大^ニ國^ニ所以^ニ留^ル妻^ヲ為^シ表^ト乃^チ与^テ数^ニ十^ニ人^ト入^リ于^テ西^ニ海^ノ之^レ路^ニ日本紀。按^テ人質^ノノ事^ハはしめてこ^トに見^エたり。

姓

天武(天皇)十三年冬十月己卯朔、詔曰、更改^ニ諸^ノ氏^ノ之^レ族^ヲ姓^ト作^シ八^ノ色^ノ之^レ姓^ト以^テ混^ス天下^ノ万^ノ姓^ト。一曰、真人^ト。二曰、朝臣^ト。三曰、宿祢^ト。四曰、忌寸^ト。五曰、道師^ト。六曰、臣^ト。七曰、連^ト。八曰、稻置^ト。是日、守山公・路公・高橋公・三国公・当麻公・茨城公・丹比公・猪名公・坂田公・羽田公・息^ト長公・酒人公(山道公)、十三氏^ト賜^テ姓^ヲ曰^ク真人^ト。日本紀

△師 人道ノ部ニ入ベシ

義家朝臣、宇治殿(関白頼通公之別荘)に参りて、雑談し給ひける時、大江匡房卿もこの日宇治殿に参りて、人々と共に軍の物語打聞て坐せしが、やかて西の庇にすへり出て、しばらく休ミ坐して、義家ハ器量かしこく良武士なれとも、軍の道ハ尚愚也けりと、独言し給ひしを、時ふ

し八幡殿の召俱せられし阿倍の宗任、ものこしにこれを聞て、わか主ほとこの名将を尤^ト事宣ふものかなと、安からぬ事に思ひ居たりける。左右する程に八幡殿出給へり。宗任待つて、云々と申す。八幡殿さる事もあらんと宣ひて、腹あしきさまにも見え給ず。その、ち、八幡殿匡房卿を師としつかへ、常に通ひ詣て学ひ給ひける。

前太平記

父子

多田の満仲朝臣ハ、かねて御子のうちにて一人出家させはやおほしけれバ、四男美女丸とてことし十五歳になり給ふを、中山寺善観上人に預置給ふ。然るに美女丸出家をきらひて、昼夜山夜^トに遊ひて放^テに人民を殺害し、悪行以外の外なりけれハ、満仲この事を伝へ聞て大に怒り給ひ、家臣藤原の仲光をめして、速に美女丸か首を刎へしとそ命し給ひける。仲光諫るに言なく、かしこまりて家にかへり、美女丸をハ、横川の源信僧都の許へ落し参らせて、美女丸と同庚なりける己か一子の寿幸丸か首う

ち落し、則満仲朝臣の見参にそ入たりける。満仲朝臣斯とハしり給ハす、流石恩愛の遣方なさに、実檢までハなかりけり。その、ち美女丸ハ前非を悔、行跡を改め、源信僧都の弟子となりて出家得道し給ひけれハ、四年を経て、僧都のはからひとして再ひ父に対面をゆるさる。於是、満仲はじめて仲光か精忠を感じ給ひ、寿幸丸か死をあハレミ給ひ、猶子古出羽介満成の長子松童子とて、三才にて父に後れ孤となり給ひしを、仲光か子にせよとて、多田庄波豆川郷にて百余町を割分て仲光にそ下し侍りける。

※「前太平記」摘要か。

翻

治承元年五月五日の日、天台座主明雲大僧正、公請をちやうじせらるゝうへ、藏人を御つかひにて、如意輪の本尊をめしかへひて、御持僧を改易せらる。〔中略〕この明雲と申ハ、かけまくもかたしけなく村上天皇の第七の皇子、具平親王より六代の御すゑ、久我大納言あきみち

卿の御子なり。まことにぶさうの碩徳にて、天下第一の高僧にておハしましけれ共、〔中略〕陰陽の頭あへの泰親か申けるハ、さばかり智者の明雲となりの給ふこそ心えね。上にハ日月の光をならへ、したに雲有とそなんじける。平家物語

父子

権佐少将維盛、院へ参らるゝとて出立れけるを、大臣〔重盛〕よび奉て、人のおやのかやうの事申ハおこましけれ共、御へんハ人の子にハすぐれて見え給へり。〔中略〕あれ少将に酒すゝめよとの給へハ、筑後守貞能御しやくに参る。是をハ少将にこそ給へけれ共、おやよりさきにハよも給ハらしとて、大臣三度くんで、其後少将殿にそさゝれける。少将又三度うけ給ふ時、あれ少将に引出物せよとの給へハ、畏り承て、あかちの錦の袋に入たる御たちもつて参りたり。少将、是ハ当家に伝る小鳥といふたちやらんと、うれしけに見給へハ、さハなくして、大臣葬の時もちゆるむもんの太刀也。其時少将以

の外けしきかハつて見え給へハ、大臣涙をはらくとなかひて、それハさだよしかひか事にあらず。大臣その時はいて供するむもんといふ太刀也。日ころハ入道殿いかに成給ハ、重盛はいて供せんとこそ存せしが、今ハ重盛、入道殿に先たち奉らんずれハ、御辺に給也とそ給ひける。少将とかうの返事にも及給ず。涙を押して宿所に帰り、其日ハ出仕もし給はず。引かついてぞ臥給ふ。其後、大臣熊のへ参り、下向していくはくの日数をへずして、病付て失給ひけるにこそ、実もと思ひしられけれ。

美人

平家物語

ハしける局のへん、かなたこなた、たゝすみありき給ひけれとも、小督の殿、我君へめされ参らせぬる上ハ、少将いかに申共、詞をもちハすへからずとて、つてのなさをたにかけられず。少将もしやと一首の歌をよふて、小かうの殿のましくけるつほねのみすの中へそなけ入ける。思ひかね心ハそらにミちのくのちかの汝かまちかきかひなし。小かうの殿、やかて返事もせまほしくハ思ハれ共、君の御ため、御うしろめたうや思ハれけん、手にだに取ても見給はず。やがて上童にとらせて、坪の内へそなけ出さる。少将なさけなううらめしけれ共、さすが人もこそミれと、そらおそろしくて、いそぎ取てふところに入て出られけるか、猶立かへり、玉つさを今ハ手にだにとらしとやさこそこゝろに思ひすつとも。今ハ此よにてあひミン事もかたけれハ、生てゐてとにかくに、人を恋しと思んより、只しなんとのミぞねかハれける。入道相国、此よしを伝聞給ひて、中宮と申も御むすめ、冷泉の少将も又婿也。小かうの殿に二人のむこをとられ

てハよの中よかるまし。いかにもして小かうの殿をめし
出して失ん、とそ宣ひける。小かうの殿此よしを聞給ひ
て、我身のうへハともかくもなりなん。君の御ため御心
くるしと思れけれハ、ある夜内裏をまされ出て、ゆくゑ
もしらすそうせられける。平家物語 ○宜並見歌曲部

前後身

平家物語に、清盛公ハた、人にあらず。慈恵僧正の化身
也。その故ハ、撰津国せいてう寺の聖尊恵申せし人、承
安二年十二月廿、廿五日の夜の間に、冥土におもむきて
法花転読したると見しことあり。その時ゑんま王尊恵に
向ひて宣ひけるハ、入道相国ハ只人にハあらず。慈恵僧
正のけしん也。其故ハ天台の仏法護持の為に、かりに日
本に再誕する故に、我かの人を日々に三度礼拝する文あ
り。件の入道にえさすべしとて、敬礼慈恵大僧正、天台
仏法擁護者、示現最初將軍身、悪業衆生同利益。尊恵窟
て後、都へ上り、入道相国の西八条の亭に行て、此よし
申たりけれハ、入道相国なのめならずよるこひ、さま

く引出物給て、やかて律師になされける。拈要

誕生

清盛公ハ只人にあらず。まことハ白河院の御子也。その
ゆゑハ、永久のころほひ、平忠盛、東山祇園の片ほとり
にて、あやしの法師を生なから捕へたりけるけんじやう
に、白河院御最愛ときこえし祇園女御を忠盛にこそ下さ
れけん。此女房はらミ給へり。うめらん子、女子ならハ
朕か子にせん、男子ならハ忠もりとりて弓矢とりにした
てよとそ仰ける。すなハち男をうめり。事にふれてハひ
ろうせざりけれ共、内々ハもてなしけり。此事いかにも
して奏せはやと思ハれけれとも、しかるべき便宜もなか
りけるが、ある時白河院、熊のへ御幸なる紀伊国いとカ
坂といふ所に御こしかきすへさせ、しはらく御休息有け
り。其時忠もり、やぶにいくらも有けるぬかごを袖にも
り入、御前へ参りかしこまつて、いもか子ハはふ程にこ
そなりにけれと申たりけれハ、院やかて御こゝろありて、
たゞもりとりてやしなひにせよとぞ付させまし／＼ける。

さてこそ、我子とハもてなされけれ。此わか君、あまり
によなきをし給ひしかハ、院きこしめして、一首の御詠
をあそはいて下されける。夜なきすとたゞもり立よ末の
よに清く盛る事もこそあれ。それよりしてこそ、清盛と
ハなのられけれ。平家物語

名諱

前に見えたり

妾

木曾義仲ハ信濃を出しより、巴(或作三輪絵)・山吹と
て、二人の美人を俱せられたり。山ふきハいたハリ有て
都にと、まりぬ。中にも、ともへハ色白く髪なかく、容
顔まことに美麗也。くつきやうのあら馬乗のあく所をお
とし、弓矢打物取てハ、いかなるおに、も神にもあふと
云、一人当千の兵也。されハいくさといふときハ、さね
よき鎧させ、つよ弓・大たち持せて、一方の大將にむけ
られけるに、度々の功名、かたをならふる者なし。され
ハ今度(寿永三年粟津合戦)も、おほくのもの落うせうたれ
ける中に、七騎か中までも巴ハうたれざりけり。(中

略) 木曾殿巴をめして、おのれハ女なれハ、是よりとう
くいつちへもおち行。義仲が最期の戦に、女をくした
りなどいハれん事、くちをしかるへしとの給へ共、猶お
ちも行ざりけるか、あまりにつよくいハれ奉つて、あハ
れよからふ敵の至こよかし。木曾殿にさいこの軍して見
せ奉らんとて、ひかへてかたきをまつ所に、こゝに武蔵
国の住人、御田の八郎師重といふ大力のかうの者、三十
騎斗て出来る。巴その中へわつて入、まづ御田の八郎に
おしならへて、むずとくむて引おとし、わか乗たりける
鞍のまへ輪におし付て、ちつ共はたらかさす、首ねち切
てすて、んけり。其後物の具ぬきすて、東国の方へそお
ち行ける。平家物語

妻

越前の三位道盛(ママ)卿の北の方ハ、藤の形部卿教賢(ママ)のむすめ、
禁中一の美人、名をハ小宰相殿とそ申ける。上西門院の
女はう也。此女房十六と申せし安元の春の比、女院法勝
寺へ花見の御かう有しに、ミち盛の卿、其比ハいまた中

宮の佐にて供奉せられたりけるが、見そめたりし女はう也。はしめハ歌をよミ、文をつくされけれ共、玉つさの数のミつもつて取入給ふ事もなし。すでに三年に成しかハ、道盛の卿今をかぎりの文を書いて、小宰相殿のもとへつかハす刻、取つたへける女ばうたにあハすして、使むなしう帰りける道にて、折ふし小さいしやう殿ハさとより御所へそ参られける。使むなしう帰り参らん事のほみなさに、そハをつと走り通るやうにて、小宰相殿の乗給へる車のすだれの中へ、みちもり卿の文をそなげ入たる。とものもの共にとひ給へハ、しらすと申。さてかの文をあけて見給へハ、道もり卿の文也けり。車におくへきやうもなし、大地へすてんもさすかにて、袴のこしにはさみつ、御所へそ参り給ひける。さて宮仕給ひし程に、所しもおほけれ、御まへに文をおとされたり。女院これをとらせおハしまし、いそき御衣の袂に引かくさせ給ひて、めつらしき物をこそもとめたれ、此ぬしハ誰なるらんと仰けれハ、御所中の女房たち、よろつの神仏にかけてし

らずとのミ申ける。其中に小宰相殿斗、かほ打あかめてつやく物も申されす。女院も内々道盛の卿の申とハしるし召れたりけれハ、扱此文をあけて御らんすれハ、きろの柱の匂ひことにふかきに、筆の立共よのつねならず。あまりに人の心つよきも今ハ中々うれしくてなど、こまくと書て、おくに一首の歌そ有ける。我恋ハほそ谷川のまろ木橋ふミかへされてぬる、袖哉。女院、是ハあハぬをうらみたる文也。あまり人のこゝろつよさも中々今ハあたとななるものを。〔中略〕是ハいかにも返事有へき事そとて、御視召よせて、かたしけなくもミつから御返事遊されけり。たゝ頼めほそ谷川のまろ木橋ふミ返してハおちさらめやハ。むねの中の思ひハふしのけふりにあらハれ、袖の上の涙ハきよみか関の波なれや。みめハさいハひの花なれハ、三位此女房を給つて、たかひの心さし浅からず。されハ西海の波上、舟の中までも引ぐし、つひにおなし道へそおもむかれける。平家物語。幽寿

永三年二月七日、三位道盛於摂州湊川討死。北方聞て哀悼に堪ず、同十

四日、一族八嶋へ渡らんとする時、夜中密に海庭に投ず。時の人、これを美談とぞ。

才女

弁内侍（右京大夫藤原信実の女也、後堀河・後嵯峨兩朝の間に官位せり）ハ聡敏にして和歌をよくせり。ある時、殿上に図するところの賢聖の屏風を見ていへりけるハ、わか朝の忠臣孝子をえらひて、かくのこたく図してこれをかゝしめ給ハ、此国も亦忠孝の人あり。おのつかからず、ミ励む為にもなるへけれど、只これを撰ふ代なきかなといへり。帝これを聞し召、御感ありて女位を給ハリけるに、固いなし申て受奉らず。齡かたふきて後、坂本の北、仰木村に幽棲しぬ。龜山帝の御宇、七夕の歌の御会ありし時、題を賜りて内侍か歌をめされしかハ、内侍、秋来ても露置そでのせはけれハたなはたつ女に何をかさまし、といふ歌をよミたてま（つ）れり。

※後半は「井蛙抄」か。

才女

清少納言（肥後守清原元輔か女なり）ハ、その才衆に秀たりき。一条帝の御時、皇后宮にミやつかへす。ある時、帝紫閣に臨御おはしましける時、雪ふりていたくつもれり。帝、群臣をかへり見給ひて、香炉峰の雪ハいかにと宣ふに、諸卿ミな答奉ることあたハす。清女傍に侍りけるかつと立て御簾を高く捲上たりけれハ、帝御感なのめならさりける。これハ白居易か、香炉峰雪撥簾看、といふ句をおほしめしよせられけるを、清女はやくその意を解得て御簾をハ捲けり。その才の敏速かくのごとし。

※出典は「十訓抄」か。

才女

小式部内侍ハ（和泉守橘道貞女、母ハ和泉式部、後丹後守藤原保昌に再嫁す、上東門院の女房、式部か女なれハ小式部とハめされし也、一説に小式部内侍才にて殿死といふ）いとけなきよりよく歌をよめり。よりにて世の人、小式部か歌のよきハ母の和泉式部によませてわか歌とするものなりとおもへり。大江山の歌の詞書に、和泉式部保昌に俱して丹後の国に侍るこ

ろ、歌合ありけるに、小式部内侍歌よミ侍ける。中納言定頼（公任の男、歌御判者）局のかたにまうで、歌はいか、せさせ給ふる。丹後へ八人つかはしけんや。使はまうてこすや。心許なくおほすらん、なとたはふれて立けるを、引とめて、大江山いくの、道ハ遠けれとまた文も見す天のはしたて、とよミたりけれハ、定頼この当意即妙の歌におとろ※きはば※かり、返しにもおよハず、袖引はなちて逃られけり。これよりそ小式部が名ハあらハれける。

※下部が裁断されている。出典は「金葉和歌集」「十訓抄」か。

父子

伊東次郎祐親法師、為レ属ニ小松羽林一（維盛）、浮ッ船於伊豆国鯉名泊、擬ス廻ニ海上一之間、天野藤内遠景窺得之令ニ生虜一、今日相具シテ参ス黄瀬河御旅亭。而祐親（法師）掣ニ浦次郎義澄参ニ上御前一、申ル預ル之。罪名落居之程、被レ仰下召ニ預ニ于義澄一之由ヲ。先年之比、祐親法師欲シ奉レ度ニ武衛一（頼朝）之時、祐親ニ男九郎祐泰依レ告ニ申之一、令レ通ニ其難一給ス訖。優ニ其功一、可レ有ニ勸賞一之由、

召ニ行之一之ニ處、祐親申云。父己為ニ御怨敵一為ニ囚人一、其子争カ蒙レ賞乎。早可レ申ニ身一暇一者。為レ加ニ平氏一上洛。世以為ニ美談一。東鑑治承四年十月十九日之記

兄弟

治承四年十月廿一日、弱冠一人御旅館（駿河国加嶋）之砌、称下可レ奉レ謁ニ鎌倉殿一之由上。実平・宗遠・義実等怪レ之、不能ニ執啓一、移ル剋之処、武衛（頼朝）自ラ令レ聞ニ此事一給。思ニ年一齡之程、奥州九郎歟。早可レ有ニ御対面一者、仍実平請ニ彼人一。果（而）義経主也。即参ニ進一御前。互談ニ往事一、催ニ懐旧之涙一。東鑑

乳母 人事求哀ニモ入ベシ 聡察

山内滝口三郎経俊可レ被レ処ニ斬罪一之由、内々有其沙汰。彼老母（武衛御乳母）聞レ之、為レ救ニ愛息之命一泣ク。参上シテ申云。資通入道仕ニ八幡殿一為ニ延尉禪室一（為朝）御乳母一以降、代々、問竭ニ微忠於源家一不可レ勝計。就中、俊通臨ニ平治戰場一曝ニ骸於六条河原一訖。而経俊令レ与ニ景親一之条、其科責テ而雖レ有レ余、是一旦所レ憚ニ平家之後聞一

也。凡張軍陣於石橋之辺之者、多預恩赦歟。經俊亦蓋被優曩時之功也。武衛(頼朝)無殊御旨可進所預置鎧之由、被仰実平。々々持參之、開櫃蓋取出之、置于山内尼前。是石橋合戦之日、經俊箭所立于此御鎧袖也。件箭口卷之上注瀧口三郎藤原經俊。自此字之際、切鎧乍立御鎧袖于今被置之。太以揭焉也。仍直令誦聞給。尼不能重申子細。拭双涙退出。兼依鑑(後事)給被殘此箭。東鑑治承四年十一月廿六日之記

妾

東鑑左衛門尉祐經・梶原二郎景茂・千葉平次常秀・八田太郎朝重・藤判官代邦通等面々相具下若等、向靜旅宿、抗酒催宴郢曲尽妙。靜母磯禪師、又施芸。景茂傾数盃極一醉。此間通艷言於靜。々頗落淚云。予州者鎌倉殿御連枝、吾(者)彼妾也。為御家人身一爭在普通女哉。予州不牢籠者对二面于和主猶不可有事故也。況於今儀哉。文治二年五月十四日之記

名

東鑑義經已為叛逆、人者亦義經者与殿三位中将殿良經依為同名、被改義行之由。見文治二年閏七月十日同年十一月五日云。義行于今不出來。云云。大夫屬入道申云。義行者其訓能行也。能隱之儀也。故于今不獲之歟。如此事尤可思三字訓。可憚同音。依之猶可為義經之由、被申撰政家。同年十一月廿九日云。亦被改義顯。

妻 祈死之部ニモ入ヘシ

東鑑文治三年七月十八日云。仁田四郎忠常妻、參豆州三嶋社。而洪水間、棹扁舟浮江尻渡戸之處、波浪覆船。同船男女皆以入水底。然而各希有存命。忠常妻一人没畢。是信力強盛者也。自幼稚之昔至長大之今、每月不闕詣当社之處、去正月比、夫重病危急之時、此女捧願書於彼社壇云。縮妻之命、令救忠常給。云云。若明神納受其誓願、令軼歟。志之所之。為貞女之由、在二時、口遊一矣。

妻

若公頼家令射鹿給事。將軍(家)御自愛、余、被差進梶原平二左衛門尉景高於鎌倉。令賀申御台所政子御方給。景高馳參以二女房申入之處、敢不レ及二御感。御使遂失二面目。為二武將之嫡嗣、獲二原野之鹿鳥、強不レ足レ為レ希。有二楚忽、專使頗其煩。歎。者。景高婦參富士野。今日(建久四年五月廿二)申此趣。東鑑

名

建久六年三月十六日云。今日東大寺供養也。摘要將軍頼朝家、令著座堂前(庇)給之後、見聞衆徒(等)群入門内之刻、对警固隨兵有数々事。景時為鎮之定向、聊現無礼。衆徒甚相叱之。互發狼籍之詞、弥為蜂起之基也。于時、將軍(家)召朝光。々々起座、參進御前之時者、懸手於大床、端作立奉下可相鎮之將命。向衆徒之時者、懸手其前、敬嘔称前右大將家使者。衆徒感其礼、先自止散々之儀。朝光伝嚴旨者云云。衆徒忽恥先非、各及後悔。(中略)就中、

翻「故事部類抄」(二)——曲亭叢書——

使者、勇士容貌美好、口弁分明匪普通達二軍陣之武略。已得レ存二靈場之礼節。何家、誰人哉之由、同音感レ之、為レ後欲レ聞二姓名。可二名謁之旨頻。尽レ詞。朝光不レ称二小山一、号、結城七郎訖。婦參。東鑑

※十二日の誤記。

母子

尼御台所政子被申中將家頼家云。昨日擬レ被誅二景盛、楚忽之至、不儀甚也。凡奉レ見二當時之形勢、敢難レ用二海内之守、倦二政道、而不レ知二民愁。娛二倡樓、而不レ顧二人謗之故也。又所召仕、更非二賢哲之輩。多為二邪佞之屬。何、況源氏等者幕下、一族、北条者(我)親戚也。仍先人類被レ施二芳情、常令レ招座右二給。而今於二彼輩等、無二優賞、刺皆令レ喚二実名二給之間、各以貽恨之由、有其聞。所詮於レ事令二用意、給者、雖二末代、不レ可有二濫吹儀之旨、被レ尽二諷諫之御詞。佐々木三郎兵衛入道為二御使。東鑑見正治元年八月廿日之記

姨母 醜婦

※六月の誤記。

有_カ資盛_カ（城小太郎）之姨母。今号_ニ之坂額御前。雖_レ為_ニ女
 姓_ノ之身_ニ百_ニ發_ニ百_ニ中之芸_ノ、殆_ト超_ニ父兄_ノ也。人_ヲ拳_ニ謂_ニ奇特_ノ。此
 合戰之日（建仁元年資盛謀叛、同五月十四日、佐々木西念等攻_ニ資
 盛_カ、越後、鳥坂城_ニ、遂_ニ敗_レ之_ニ）殊_ニ施_ニ兵略_ノ、如_ニ童形_ノ令_レ上_レ髮、
 著_ニ腹卷_ノ、居_ニ矢倉_ニ射_ニ襲_ニ致_ニ之輩_ノ、中者莫_レ不_レ死_ニ。西
 念郎從、又多_ニ以_レ為_レ之被_レ誅_ノ。于時、信濃国住人藤沢四郎清
 親、廻_ニ城後山_ニ自_ニ高所_ニ能_レ見_レ之_ニ發_レ矢_ノ。其矢射_ニ通件女
 左右股_ニ。即倒_レ之_ニ處、清親郎等生_ニ虜_レ之_ニ。（中略）姨母被_レ
 疵_レ之後、資盛敗北_ス。出羽介繁盛（資盛義祖）自_ニ野干_ノ之手_ニ
 所_ニ相伝_ニ之刀_ノ、今度合戰之刻紛失_ス。（東鑑）
 同年五月廿八日記云。藤沢四郎清（親）相_ニ具_ニ囚人資盛_カ
 姨母_一（号_ニ坂額_ノ女房）參上。其疵雖_レ未_レ及_ニ平減_ノ相_ニ構_テ
 扶_參。左金吾頼家可_レ覽_ニ其体_ノ之由被_レ仰。仍清親相_ニ具_ニ參_ス
 御所。左金吾自_ニ簾中_ニ覽_レ之。御家人等群_ニ參_ス。（中略）
 此間無_レ聊_ニ諛_ノ氣。凡雖_レ比_ニ勇力_ノ之丈夫、敢_レ不_レ可_レ恥_ニ對揚_ノ
 之粧也。但於_ニ顔色_ニ殆_ト可_レ醜_ニ（ミクカル 陵蘭妾_一）東鑑

同年六月廿九日記云。阿佐利与一義遠主、以_ニ女房_ノ申云。
 越州、囚女被_レ定_ニ配_ニ所_ノ者、態_ト欲_ニ申預_ノ。金吾御返
 事云。是為_ニ無_ニ双朝敵_ノ。殆_ト望_ニ申之条_ノ有_ニ所存_ノ。阿佐利
 重申云。全無_ニ殊_ノ所存。只成_ニ同心_ノ之契約、生_ニ壯力_ノ之
 男子、為_ニ奉護_ニ朝廷_ノ扶_ニ武家_ノ也。于_レ時金吾、件_ノ女面
 貌雖_レ似_ニ宜_ノ、思_ニ心_ノ之武_ノ、誰_ニ有_ニ愛念_ノ哉。而義遠所
 存已非_ニ人間_ノ之所_ノ好由、類_ニ令_ニ嘲哂_ノ給、而遂_ニ以_レ免_レ給_ル。
 阿佐利得_レ之、下_ニ向_ニ甲斐国_ノ。東鑑
 父子
 建仁三年十月廿六日、京都飛脚參著申云。去十日、叡岳
 堂衆等以_ニ金子山_ニ為_ニ城郭_ノ群居_{スル}之間、同十五日（中
 略）佐々木中務丞經高・同_ニ三郎兵衛尉盛綱_ノ、依_ニ奉_ニ勅定_ノ
 欲_レ發_ニ向_ニ山門_ノ之_ニ處、同四郎左衛門尉高綱入道（著_ニ黒
 衣袷笠_ノ）自_ニ高野_ニ來、謁_ニ舍兄_ノ等。而高綱入道_ノ子息左衛
 門大郎重綱、属_ニ伯父_ノ經高_ノ一_ノ出_{スル}之間、入道申_テ可_レ
 見_ニ子_ノ行粧_ノ之由。重綱著_ニ甲冑_ノ來_ニ子_ノ父_ノ之前。父暫見

之、敢不能瞬。亦不出詞。其後重綱退去于休所。其際經高・盛綱等感重綱之今度合戰彰其拳名、預勲功之賞、無其疑云。高綱入道聞之、勇士之赴戰場以兵具為先。甲冑者輕薄。弓前者短小也。是尤為故實。就中、如山上、坂本辺、歩立合戰之時、可守此式。而重綱之甲冑太重、弓箭大、不相应主之間、不可免死。果而不違其旨、重綱討死訖。東鑑

前後身

建保四年六月十五日、召陳和卿於御所（去八日參者、是造
（東大寺仏宋人也）有（御）対面。和卿三反奉拜、頗
涕泣。將軍家美朝憚其礼給之処、和卿申云。貴客者昔
為宋朝育王山長老。于時、吾列門弟。此事去建曆元
年六月三日丑剋、將軍家御寢之際、高僧一人入御夢中
奉告此趣。而御夢想事敢以不出御詞之処、及六箇
年忽以符合于和卿申狀。仍御信仰之外無他事。東鑑

兄弟

德量門二七人

貞応三年九月五日、故奥州禪室義時御遺跡、庄園配分于

刻「故事部類抄」(三)——曲亭叢書——

男女賢息之注文、武州泰時自二品一政子賜之。迴覽
方々各々、有所有者可被申子細、不然者可申成
御下文之旨被相觸。皆歛喜之上曾無異儀。此事武
州下向、最前、内々支配之、潜披見二品之処、御
覽畢（後）、仰曰。大概神妙。歟。但嫡子分頗不足。
何様事哉。者武州被申云。奉執權之身於領所等
（事）一争強有競望。只可省舍弟之由存之。
者二品頗降御感涙。東鑑

兄弟

寛喜二年九月廿七日、日中名越辺、騷動。敵打入越後守
弟之由、有其聞、武州泰時自評定座、直令向給。小
時、惡党等伏誅。仍自路次被帰訖。盛綱諍申云。
帶重職給身也。縱雖為国敵、先以御使聞食左
右、可有御計（事）歟。被差遣盛綱等（者）可
令廻防禦計。不事問令向給之条不可也。向後若
於可如此儀者、（殆）可為亂世之基。又可招世
之謗歟。武州被答云。所申可然。但人之在世思親

類故也。於眼前被殺害兄弟事、豈非招人誘之乎。其時者無重職、詮歎。武道爭依人體哉。只今越州被圍敵之由聞之。他人者処小事歎。兄之所志不可違、建曆承久之大敵。于時、駿河前司義村候、傍承之拭感涙。盛綱垂面敬囑。東鑑

父子

仁治二年十二月二十七日云。武田伊豆入道光蓮令、義三絕次男信忠（号三惠三郎）之由、申入御所頼經并前武州泰時御方先訖。於公私有大功之子息也。就何過失及此儀哉之由、前武州頼雖被宥、依數箇条不可上者、隨嚴命難令免許之旨、申切之、而今日光蓮奉謁前武州之間、信忠伺其便宜令推參申云。信忠為父有孝無忘、義絶、故何事哉。先建曆年中、和田左衛門尉（義盛）謀叛之時、諸人以防戰雖為事、怖朝夷名三郎義秀武威、或違于彼發向之方、或雖見逢遁傍路、以逢義秀為自之凶。爰光蓮者奉尋武州、通若宮大路東頼米町前、向由比浦方。義秀（者）

自牛渡津橋打出同西類指御所方馳參。各相違于妻手。（中略）只雖降行、已在箭比之間、聊向鬪於西取直弓。于時、信忠忽為相代父命、捨身馳隔兩人中之処、義秀雖取太刀見信忠無一之体、直加感詞不及鬪戰、馳過訖。且是兼知信忠武略之故歎。次承久三年兵乱之時、向京方要害等、每敗軍陣、莫非信忠（之）先登。舍弟等雖相伴之論其功、全不均信忠之勞。兩度之事共以亭主所被知食也。然者於父者忘哀憐、為上而爭無御口入哉。前武州閑被聞食事、始終及御落涙。仍殊被加御詞（曰）所申皆有子細歎。優泰時早可被免許者。光蓮申云。奉重御旨之事雖勿論、限此一事者枉欲蒙御免。者次对信忠云。汝之所申悉非虚言。於武略者誠以神妙。凡云父慈愛云子至孝、于今不能忘脚。但心操不調窮訖。且憚親疎之所思、令義絶之上無據。有須量己之凶器。前武州無重仰。信忠泣起座。觀者憐之。東鑑

宝治元年六月五日、若狭前司泰村謀叛、已揚兵。凡泰村郎從精兵等儲^ケ所々辻衢、鎌倉発矢石。御家人又忘身命責戦矣。已剋、毛利藏人大夫人道西阿著^テ甲冑卒^ニ從軍^ニ為^レ參^ル御所^ニ將軍頼嗣打出之処、彼妻^ハ泰村妹^{ナリ}取^テ西阿鎧袖^ニ云。捐^ス若州^ヲ參^ル左親衛御方^ニ時頼之事者、武士所^レ致歎。甚違年来一諾^ヲ訖。盍^ハ恥^シ後聞^テ分^レ哉者、西阿聞^キ此詞^ヲ發^シ退^リ心^ヲ加^フ泰村之陣^ニ。東鑑

兄弟

宝治元年六月七日云。依^テ若狭前司泰村之縁座^ニ、上総権介秀胤嫡男式部大夫時秀・次男修理亮政秀・三男左衛門尉泰秀・四男六郎景秀等自^レ殺上総国一宮大柳之館^ニ。

〔中略〕又下総次郎時常自^レ昨夕^ニ入^リ籠此館^ニ、同令^テ自殺^ス。是秀胤舍弟也。相^シ伝亡父下総前司常秀遺領垣生庄^ニ之処、為^テ秀胤^ノ被^テ横領^ス之間、年来雖^レ含^シ鬱陶^ニ至^リ斯時^ニ並^シ死^ス散^リ於^テ一席^ニ。勇士之所^ニ美談^ス也。東鑑

翁婿

翻 刻「故事部類抄」(三)——曲亭叢書——

建長二年六月廿四日云。今日居^ニ住佐介^ノ鎌倉之者、俄企^ニ自害^ス。聞者競集^リ圍^ニ繞^ス此家^ニ觀^テ其死骸^ヲ。有^テ三人之智^ヲ。日来令^テ同宅^ニ処^ニ、其聳^リ白地^ニ下^リ向^テ田舎^ヲ訖。窺^リ其隙^ニ有^テ通^ル艷言^ヲ於^テ息女^ノ事。息女殊周章敢^テ不^レ能^ク許容^ス。而令^テ投^テ櫛^ニ之時、取者骨肉交^テ他人^ノ之由、称^シ之。彼父潜^リ到^リ于^テ女子^ノ居所^ニ自^レ屏風之上^ニ投^テ入^リ櫛^ニ。彼息女不意^ニ而取^リ之。仍父^ハ已准^テ他人^ノ欲^ス遂^シ志^ヲ。于^レ時、不^レ凶^ク而智^リ自^レ田舎^ニ帰著^テ入^リ来^リ其砌^ノ之間、忽^ニ以^テ下^リ、不^レ堪^ク悲^シ、其人自害^ス。智仰天、悲歎之余即離別^ス。妻女依^テ不^レ隨^テ彼命^ヲ此珍事出来。不孝之所^ニ致也。不^レ能^ク施^テ芳契^ニ之由申^レ之。剩其身遂^ニ出家^ニ修行訪^テ舅^ヲ夢後。東鑑

喪子

いまハむかし、貫^ノか土佐守^ニなりて、くたりて有^テけるほとに、はての年、七八はかりの子の、えもいハすをかしけなるを、かきりなかなしうしけるか、とかくわつらひて、うせにけれハ、なきまとひて、やまひつくはかり思ひこかる、程に、月比になりぬれハ、かくてのミあ

るへきことかハ、のぼりなんとおもふに、ちごのこゝにて、なにとありしはやなど、思ひ出られて、いミしうかなしかりけれハ、柱にかきつけゝる。都へと思ふにつけてかなしきハかへらぬ人のあれハ也けり。宇治拾遺

夫婦

謀叛人ノ与党、土岐左近藏人頼員ハ、六波羅ノ奉行齊藤太郎左衛門尉利行カ女ト嫁シテ、最愛シタリケルカ、世中已ニ乱テ、合戦出来ナハ、千二一モ討死セスト云事有マシト思ケル間、兼テ余波ヤ惜カリケン、或夜ノ寢覺物語ニ、一樹ノ陰ニ宿リ、同シ流ヲ汲モ、皆是多生ノ縁不_レ淺、況ヤ相馴奉テ已ニ三年_上ニ余レリ。等_{虫想}閑ナラヌ志ノ程ヲハ、気色ニ付ケ、折ニ触テモ思知給ラン。去_サテモ定ナキ人間ノ習、相逢中ノ契ナレハ、今若我身_{ママハカウラ}ハナカク成ヌト聞給フ事有ハ、無ラン跡マテモ貞女ノ心ヲ失ハテ、我後世ヲ問給へ。人間ニ帰ラハ、再ヒ夫婦ノ契ヲ結ビ、浄土ニ生レハ、同シ蓮ノ台ニ半座ヲ分テ待ヘシト、其事ト無カキクトキ、泪ヲ流テソ申ケル。女ツクくト聞テ、

怪ヤ、何事ノ侍ソヤ。明日マテノ契ノ程モ知ラヌ世ニ、後世マテノ荒増ハ、忘ントテノ情ニテコソ侍ラメ。サラデハ、カ、ルヘシトモ覺スト、泣恨テ問ケレハ、男ハ心淺シテ、サレハヨ、我不慮_{ママ}ニ勅命ヲ蒙テ、君後醍醐ニ憑レ奉ル間、辞スルニ道無シテ、御謀叛ニ与シヌル間、千二一モ命ノ生ン事難シ。無_{アシキ}端存ル程ニ、近ツク別ノ悲サニ、兼テ加様ニ申也。此事穴賢人ニ知サセ給フナト、能々口ヲソ堅メケル。此女性_{ママ}心ノ賢キ者也ケレハ、夙ニオキテ、ツクくト此事ヲ思フニ、君ノ御謀企事_{ママ}ナラスハ、憑タル男忽ニ誅セララルヘシ。若又武家北条亡ナハ、我親類誰カハ一人モ残ルヘキ。サラハ是ヲ父利行ニ語テ、左近藏人ヲ回忠ノ者ニ成シ、是ヲモ助ケ、親類ヲモ扶ハヤト思テ、急キ父カ許ニ行、忍ヤカニ此事ヲ有ノ儘ニソ語りケル。齊藤大ニ驚、聽テ左近藏人ヲ呼寄セ、斯ル不思議ヲ承ル、誠ニテ候ヤラン。今ノ世ニ加様ノ事、思企結ンハ、偏ニ石ヲ抱テ淵ニ入ル者ニテ候ヘシ。若他人ノ口ヨリ漏ナハ、我等ニ至マテ皆誅セラ(ル)ヘキニテ候

へハ、利行急御辺ノ告知セタル由ヲ、六波羅殿(常盤駿河守)ニ申テ、共ニ其咎ヲ遁ント思フハ、何カ計給ソト、問ケレハ、是程ノ一大事ヲ、女性ニ知スル程ノ心ニテ、ナジカハ仰天セサルベキ、此事ハ同名頼貞・多治見四郎二郎カ勸ニ依テ、同意仕テ候。只兎毛角モ、身ノ咎ヲ助カル様ニ御計候ヘトソ申ケル。太平記

前後身

昔鎌倉草創ノ始、北条四郎時政、榎嶋ニ參籠シテ子孫ノ繁昌ヲ祈ケリ。三七日ニ当リケル夜、赤キ袴ニ柳裏ノ衣著タル女房ノ、端嚴美麗ナルカ、忽然トシテ時政カ前ニ來テ告テ曰。汝カ前生ハ箱根法師也。六十六部ノ法華經ヲ書写シテ、六十六箇国ノ靈地ニ奉納シタリシ善根ニ依テ、再ヒ此土ニ生ル、事ヲ得タリ。去ハ子孫永ク日本ノ主ト成テ榮花ニ可シ誇。但其挙動違所アラハ、七代ヲ不_レ可_レシ過。吾所_レ言不審アラハ、国々ニ納メシ所ノ靈地ヲ見ヨト云捨テ帰給フ。其姿ヲミレハ、サシモ嚴シカリツル女房、(實想)忽ニ伏長二十丈計ノ大蛇ト成テ、海中ニ入ニ

ケリ。其跡ヲ見ニ、大ナル鱗ヲ三ツ落セリ。時政所願成就シヌト喜テ、則彼鱗ヲ取テ、旗ノ紋ニソ押タリケル。今ノ三鱗形ノ紋是也。其後弁才天ノ御示現ニ任セテ、国々ノ靈地へ人ヲ遣シ、法華經奉納ノ処ヲ見セケルニ、俗名ノ時政ヲ法師ノ名ニ替テ、奉納筒ノ上ニ大法師時政ト書タルコソ不思議ナレ。太平記

父子

太平記卷七、吉野城軍ノ条下ニ云。村上彦四郎義光ハ、二ノ木戸ノ高槽ニ上リ、遙ニ見送り奉リ、宮ノ御後影ノ幽ニ隔ラセ給ヌルヲ見テ、今ハカウト思ヒケレハ、槽ノサマノ板ヲ切落シテ、身ヲアラハニシテ、大音声ヲ揚テ名乗ケルハ、天照太神ノ御子孫神武天皇ヨリ九十五代ノ帝後醍醐天皇第二ノ皇子、一品兵部卿親王尊仁、逆臣ノ為ニ亡サレ、恨ヲ泉下ニ報セン為ニ、只今自害スル有様見置テ、汝等カ武運忽ニ尽テ、腹ヲキランスル時ノ手本ニセヨト云儘ニ、鎧ヲ脱テ槽ヨリ下ヘ投落シ、錦ノ鎧直垂ノ袴計ニ、練貫ノ二小袖ヲ押膚脱テ、白ク清ケナル膚

二刀ヲツキ立テ、左ノ脇ヨリ右ノソバ腹マテ、一文字ニ搔切テ、腸ツツカ廔ツツカテ槽ノ板ニナケツケ、太刀ヲ口ニクワヘテ、ウツ伏ニ成テソ臥タリケル。大手搦手ノ寄手是ヲ見テ、スハヤ大塔ノ宮ノ御自害アルハ、我先ニ御首給ラントテ、四方ノ圍ヲ解テ一所ニ集ル。其間二宮ハ引違ヘテ、天ノ河ヘソ落サセ給ケル。南ヨリ廻リケル吉野ノ執行カ勢五百余騎、多年ノ案内者ナレハ、道ヲ要リカサニ廻リテ、打留メ奉ント取籠ル。村上彦四郎義光カ子息兵衛藏人義隆ハ、父カ自害シツル時、共ニ腹ヲ切ントテ、二ノ木戸ノ槽ノ下マテ馳来タリケルヲ、父大ニ諫テ、父子ノ義ハサル事ナレトモ、且生シハラウテ御先途ヲ見ハテ進セヨト、庭訓ヲ残シケレハ、力ナク且クノ命ヲ延テ、宮ノ御供ニソ候ケル。落行道ノ軍、(事)既ニ急ニシテ討死セスハ、宮落得サセ給ハシト覚ケレハ、義隆只一人踏留リテ、追テカ、ル敵ノ馬ノ諸膝雜テハ切スヘ、平頸切テハ刎落サセ、九折ナル細道ニ、五百余騎ノ敵ヲ相受テ、半時計リ支タル。義隆、節、石ノ如クナリトイヘトモ、其身金鉄

ナラサレハ、敵ノ取巻テ射ケル矢ニ、義隆既二十余箇所ノ疵ヲ被リテケリ。死ヌルマテモ猶敵ノ手ニカ、ラジトヤ思ケン、小竹ノ一村有ケル中ヘ走入テ、腹搔切テ死ニケリ。村上父子カ敵ヲ防キ、討死シケル其間ニ、宮ハ虎口ニ死ヲ御遁有テ、高野山ヘソ落サセ給ケル。安東義貞ノ傳伯父安東義貞ノ傳安東左衛門入道聖秀ト申セシハ、新田義貞ノ北ノ台ノ伯父成シカハ、彼女房義貞ノ状ニ我文ヲ書副テ、潜ニ聖秀カ方ヘソ被レ遣ケル。(中略)安東ハ被レ討殘ニタル郎等百余騎ヲ相順ヘテ、小町口ヘ打莅ム。先々出仕ノ如ク、塔辻ニテ馬ヨリ下リ、空キ跡ヲ見廻セハ、今朝マテハ奇麗ナル大廈高牆ノ構、忽ニ灰燼ト成テ、須臾転変ノ煙ニ殘レ、昨日マテ遊戲セシ親類朋友モ、多ク戰場ニ死シテ、盛者必衰ノ尸ヲ余セリ。悲ノ中ノ悲ニ、安東泪ヲ押ヘテ、惘然タル処ニ、新田殿ノ北ノ台ノ御使トテ、薄様ニ書タル文ヲ捧タリ。何事ソトテ披見レハ、鎌倉ノ有様、今ハサテトコソト承リ候ヘ。何ニモシテ此方ヘ御出候ヘ。此

程ノ式ヲハ身ニ替テモ可シ申宥シ候ナント、様々ニ書レタリ。是ヲ見テ、安藤大二色ヲ損シテ申ケルハ、梅檀ノ林ニ入者ハ、不レ染、衣自ラ香シトイヘリ。武士ノ女房タル者ハ、ケナゲナル心ヲ一ツ持テコソ、其家ヲモ繼、子孫ノ名ヲモ露ス事ナレ。(中略)我只今(マデ)、武恩ニ浴シテ、人ニ被シ知身トナレリ。今事ノ急ナルニ臨テ、降人ニ出タラハ、人豈恥ヲ知タル者ト思ンヤ。サレハ女性心ニテ、縦加様ノ事ヲ被シ云共、義貞勇士ノ義ヲ知給ハ、サル事ヤアルヘキ、可シ被シ制。又義貞縦敵ノ志ヲ計ン為ニ宣フ共、北ノ方ハ、我方様ノ名ヲ失ジト思レハ、堅可シ被シ辭、只似ルヲ友トスルウタテサ、子孫ノ為ニハ不シ被シ憑ト、一度ハ恨、一度ハ怒テ、彼使ノ見ル前ニテ、其文ヲ刀ニ拳リ加ヘテ、腹搔切テソ失給ケル。

父子

ヲ立テ、五百余騎ニテ兵庫ヘソ下リケル。正成是ヲ最後ノ合戦ト思ケレハ、嫡子正行カ今年十一歳ニテ供シタリケルヲ思フ様有トテ、桜井ノ宿ヨリ河内ヘ返シ遣ストテ、庭訓ヲ殘シケルハ、獅子子ヲ産テ三日ヲ経ル時、数千丈ノ石壁ヨリ是ヲ擲、其子獅子ノ機分アレハ、教ヘサルニ中ヨリ駒返リテ死スル事ヲ得ストイヘリ。況汝已二十歳ニ余リヌ。一言耳ニ留ラハ、我教誡ニ違フ事ナカレ。今度ノ合戦天下ノ安否ト思フ間、今生ニテ汝カ顔ヲ見ン事是ヲ限リト思フ也。正成已ニ討死スト聞ナハ、天下ハ必尊氏ノ代ニ成ヌト心得ベシ。然リト云共、一旦ノ身命ヲ助ラン為ニ多年ノ忠列ヲ失テ、降人ニ出ル事有ヘカラス。一族若党ノ一人モ死殘テアラン程ハ、金剛山ノ辺ニ引籠テ、敵寄来ラハ、命ヲ養由カ矢サキニ懸テ、義ヲ紀信カ忠ニ比スヘシ。是ヲ汝カ第一ノ孝行ナランスルト、泣々申含テ各東西ニ別レ(二)ケリ。太平記

ハ、楠カ後室・子息正行是ヲ見テ、判官今度兵庫へ立シ時、様々申置シ事共多カル上、今度ノ合戦ニ必討死スヘシトテ、正行ヲ留置シカハ、出シヲ限ノ別也トソ兼テヨリ思儲タル事ナレトモ、貌ヲミレハ其ナカラ目塞リ、色変シテ、替ハテタル首ヲミルニ、悲ノ心胸ニ滿テ、歎ノ泪セキ敢ス。今年十一歳ニ成ケル帶刀、父カ首ノ生タリシ時ニモ似又有様、母カ歎ノセン方モナケナル様ヲ見、流ル、泪ヲ袖ニ押ヘテ、持仏堂ノ方へ行ケルヲ、母怪シク思テ、則妻戸ノ方ヨリ行テ見レハ、父カ兵庫へ向フトキ形見ニ留メシ菊水ノ刀ヲ右ノ手ニ拔持テ、袴ノ腰ヲ押サケテ、自害ヲセントソシ居タリケル。母急キ走寄テ、正行カ小腕ニ取付テ、泪ヲ流シテ申ケルハ、梅檀ハ二葉ヨリ芳シトイヘリ。汝ヲサナク共、父カ子ナラハ、是程ノ理ニ迷フヘシヤ。小心ニモ能々事ノ様ヲ思フテミヨカシ。故判官カ兵庫へ向ヒシ時、汝ヲ桜井ノ宿ヨリ返シ留シ事、全ク跡ヲ訪（ラハ）レン為ニ非ス。腹ヲ切レトテ残シ置シニモ非ス。我縦ヒ運命尽テ、戰場ニ命ヲ失フ共、

君何クニモ御（座）有ト承ラハ、死残りタラン一族若党共ヲモ扶持シ置、今一度軍ヲ起シ、御敵ヲ滅シテ、君ヲ御代ニモ立進ラセヨト云置シ処ナリ。其遺言具ニ聞テ、我ニモ語シ者カ、何ノ程ニ忘レケルソヤ。角テハ父カ名ヲ失ヒハテ、君ノ御用ニ合進ラセン事有ベシ共不_レ覺ト、泣々勇メ留テ、抜タル刀ヲ奪トレハ、正行腹ヲ不_レ切得_レ、礼盤ノ上ヨリ泣倒レ、母ト共ニソ歎ケル。其後ヨリ正行、父ノ遺言・母ノ教訓、心ニ染肝ニ銘シツ、或時ハ童部共ヲ打倒シ、首ヲ捕真似ヲシテ、是ハ朝敵ノ頸ヲ捕也ト云。或時ハ竹馬ニ鞭ヲ当テ、是ハ將軍ヲ追懸奉ルナント云テ、ハカナキ手スサミニ至マテモ、只此事ヲノミ業トセル心ノ中コソ恐シケレ。太平記

名 倭藤太 鐘ノ部ニアリ

去程ニ敗軍ノ兵共、袖山へ帰ケレハ、手負死人ノ数ヲ註スニ里見伊賀守・瓜生兄弟・甥ノ七郎カ外、討死スル者五十三人、被_レ疵者五百余人也。子ハ父ニ別レ、弟ハ兄

二殿^{ウケ}レテ、啼哭スル声家々ニ充滿^{ミチル}タリ。去共瓜生判官ノ老母ノ尼公有ケルカ、敢悲メル気色モナシ。此尼公大将義治ノ前ニ參テ、此度敦賀ヘ向テ候者（共）カ、不覺（二）テコソ里見殿ヲ討セ進セテ候ヘ。サコソ被^シ思召^シ候ラメト、御心中推量リ進セテ候。但是ヲ見ナカラ、判官兄弟何レモ無^レ恙シテ歸リ參テ候ハ、如何ニ今一入ウタテシサモ無^シ遣方^シ候ヘキニ、判官カ伯父甥三人ノ者、里見殿ノ御供申シ、残ノ弟三人ハ、大将ノ御為ニ生残テ候ヘハ、歎ノ中ノ悦トコソ覺テ候ヘ。元来上ノ御為ニ、此一大事思立候ヌル上ハ、百千ノ甥子共カ被^シ討候共、可^レ歎ニテハ候ハスト、涙ヲ流シテ申ツ、自酌ヲ取テ一献ヲ進メ奉リケレハ、機ヲ失ヘル軍勢モ、〔中略〕愁ヲ忘テ勇ヲナス。見太平記十八、延元二年正月ノ記

父子

鎌田兵衛為義、入道の方に参りて、当時都にハ、平氏の輩權威を取て、守殿ハ石中の蜘蛛とやらのやうにて御座せハ、東国に下らせ給ひ候也。判官殿ハさき立奉らんと

て、御迎に参せられて候とて、車指寄せたれハ、さらハ今一度八幡へ参て、御暇乞申すへかりしものをとて、南の方を伏拝ミテ、頓て車に乗給ふ。七条朱雀に白木の輿をかきすえたり。是ハ車より乗移り給ハん所を討奉ん支度也。其時秦（野）次郎延景、鎌田に向て申けるハ、御辺^{はなりの}の評誤れり。人の身にハ一期の終を以一大事とす。それをやミ^くと殺し奉らん事、情なく侍へり。只有の儘に知せ奉て、最期の御念仏をも勧め申され、又ハ仰おかる、御事もなかなかるべきといへハ、正清尤然るへし。物を思ハせ参らせじと存して、かやうにハ評ヒたれども、実ハ我あやまり也と申けれハ、延景参て、実にハ関東御下向にてハ候はず。守殿の旨を承りて、正清太刀採にて失ひ参らすへきにて候。再三歎き御申候ひしかども、勅定重く候間、力なく申付られ候。心しづかに御念仏候べしと申たりしかハ、口惜き事かな。為義ほと^{たばか}の者を謀らず共、誅せよかし。縦論言重くして助る事ハ叶はずとも、など有のまゝにハ知らせぬぞ。亦実に助んと思ハ、

我身に更てもなか申有メざるべき。義朝が入道を頼て来りたらんにハ、為義が命に更てもたすけてん。〔中略〕義朝一人が罪にあらず。此事を始よりなど知せぬぞとて、念仏百反(マツ)ばかり唱つ、命を惜む気色もなく、程へハ定めて、為義が首斬を見んとて、雑人など立こむべし、とくく斬レとの給へハ、鎌田ノ次郎刀を抜て、後へまハリけるが、相伝の主の首斬んこと心うくて、涙にくれて、太刀の中所をもおほえねハ、持たる太刀を人に与へて、〔中略〕終に斬れ給ひにけり。首実驗(マツ)の後、義朝に賜て孝養すべき由、仰下されけれハ、正清これを請取て、円覚寺に収め、墓を築キ、塔を立、孝養をそ致されける。保元物語卷ノ中

後人難して云、人の子として父を討事、いか。縦勅命なりとも、固辞すへし。もし許されすハ、義朝まづ死給ふへし。是人の子たる道也。又その父朝敵たりといふとも、命し給ふ人もこそあれ。その子をして、父を刑せしめ給ふ事、仁政にあらず。うべなるかな。義朝ハその臣

長田か為にうたれ、君も平氏の為に苦しめられ給ひて、これより人の類ながく衰滅せんとす。豈おもはざるへけんや。

貞婦

渡ガ妻ハ遠藤盛遠ガ従兄弟ニシテ、姨ノ女也。姨ヲ号テ衣川ト云。奥州衣川ニ住シ故ヲ以ナリ。其後帰リ上テ、都ニ在トイヘトモ、一家ノ輩、尚衣川殿ト喚ベリ。渡カ妻ハ名ヲ吾妻トイヘトモ、衣川ノ子ナレハトテ、他異名シテ、袈裟ト号ク。容色頗艶ナリ。盛遠十七歳、渡辺ノ橋造宮供養ノ日、是ヲ見初テ、シハく言ヲ寄スルニ、彼貞女ニ喋ラレテ、渡ヲ殺トシテ女ヲ斬ル。女書残ス哥、露フカキ浅茅カ原ニ迷フ身ノイト、闇路ニ入ルソ悲シキ。母是ヲ見テ、闇路ニモトモニ迷テ蓬生ニ独露ケキ身ヲイカニセシ。母翌年四十五歳ニシテ死ス。渡発心シテ剃髮シ、渡阿弥陀仏ト号ス。盛遠剃髮シテ、盛阿弥陀仏ト号ス。即チ女ノ遺骸ヲ以家ノ後苑ニ収テ、三年ニ至テ二人不退ニ念仏シテ、用フ。或夜二人ノ僧、夢ニ彼塚ノ上

ニ蓮花開ケ、女其上ニ坐シテ成仏ノ相ヲ示ス。二人歎喜シテ、マス〜追福ヲ修セリ。盛衰記摘要

美人

小野小町若くて色を好ミし時、もてなしける有様たぐひなかりけり。壮衰記といふものに云、三皇五帝の妃も、漢皇周公の妻も、いまた此おごりをなさずと書たり。か、れハ、衣にハ錦繡のたくひをかさね、食にハ海陸の珍物をと、のへ、身にハ蘭麝をかほらし、口にハ和歌を詠じて、万の男を賤くのミ思ひくだし、女御后に心をおけたりし程にて、十七にて母をうしなひ、十九にて父におくれ、二十一にて兄にわかれ、廿三にて弟をさきたてしかハ、単孤無頼の独人と成て、たのむかたなかりき。いみしかりつる栄日毎におとろへ、花やかなりしかほばせ、年々にすたれつ、心をかけたるたぐひもうとくのミなりしかハ、家ハやふれて月のミむなしくすみ、庭ハあれて、よもぎふいたつらにしけるまてになりにつれば、文屋康秀か参川掾にくたりけるに、さそはれて、わひぬ

れハ身をうき草のねをたえてさらふ水あらハいなんとそ思ふ、とよミて、次第におちぶれゆくほどに、はてハ野山にさすらひける人間の有さま、是にて知べし。

古今著聞集

誕生

山城国風土記云、賀茂建角身命、娶ニ丹波国神野伊可古夜姫^{アレマスミコ}生^レ子。名^ク玉依子。次^ニ曰^フ玉依姫。々々々、遊^ニ於石川瀬見^ニ小川^ニ（今賀茂川）時、丹塗^ニ矢、自^ニ河上^ニ流下^ル乃取来^テ置^テ床辺^ニ忽成^ニ麗夫^一。遂^ニ孕^テ生^ス子。至^レ成人^ミ祖父建角身命、欲^レ知^ニ其父^一、造^ニ八尋屋^一、豎^ニ八戸扉^一、醸^ニ八醞酒^一而、神集^{スル}。七日七夜遊^ヒ樂。謂^ク其子曰、汝^ニ飲^ニ此酒^一将^レ杯与^ニ汝^一父。其子即拳^レ杯置^ニ矢^一前。向^テ矢穿^ニ屋薨^一、而升^ニ於天^一。因^テ外祖父之名^ニ号^ク賀茂別雷^ノ神^ト。又見神代系図伝

母子

続古今集 もろこしに渡り侍ける時、秋風身にシミけるゆふべ、日本に残りとまされりける母の事などおもひて

よめる 栄西 もろこしの梢もさひし日の本のは、その紅葉散やしぬらん。

知耶。仁徳記 報讎

人事部

幕名 辞名 迎候 錢送 行旅 別離 還帰 合并
書簡 投贄 慶賀 謁見 先容 簡傲 知人 昧於
知人 知己 不見知 揚善 隱惡 求茈 富貴 貧
賤 禍福 樂禍 嫁禍 解紛 施恩 報恩 感恩
報讎 快讎 報怨 不念旧惡 不忘旧怨 陰報 善
報 惡報 冥數 (元表紙五)

復讎

大鶴鶴天皇五十五年、蝦夷叛之。遣田道令擊。則為
蝦夷所敗、以死于伊寺水門。時有從者、取(得)
田道之手纏、与(マ)其妻。乃抱(マ)手纏而縊死。時人聞之
流涕矣。是後、蝦夷亦襲之略(カ)人民。因(テ)以、掘(レ)田
道墓、則有(二)大蛇、發(ニ)瞋目(一)自墓出、以(テ)叱(レ)蝦夷
悉(ク)被(レ)蛇毒、而多(ク)死亡。唯一(二)一人得(レ)免耳。
故時人云、田道雖(レ)既亡、遂(ニ)報(レ)讎。何(ソ)死人無(シ)

弘計天皇。謂(ニ)太子億計(一)曰、吾父先王無(レ)罪、而大泊
瀨天皇射殺、棄(ニ)骨郊野(一)。至(レ)今未(レ)獲(レ)憤歎(一)盈懷。
臥(ツ)泣(キ)、行(ク)行(ク)志(レ)雪(レ)讎(一)恥(一)。吾聞(ク)、父(ノ)讎(一)不(レ)与(レ)
共(ニ)戴(レ)天(一)兄弟之讎、不(レ)反(レ)兵(一)。交遊之讎、不(レ)同(レ)国(一)。
夫(レ)匹夫之子、居(レ)父母之讎、寢(レ)苦枕(一)干(レ)不(レ)与(レ)共(レ)国(一)。
遇(ニ)諸(レ)市朝(一)、不(レ)反(レ)兵(一)而便(レ)鬪(一)。況(シ)吾(レ)立(レ)為(レ)天子(一)、
一(二)二年于(レ)今(一)矣。願(ク)壞(レ)其陵(一)、摧(レ)身(一)投(レ)散(一)。今(レ)以(レ)此(レ)報(レ)、
不(レ)亦(レ)孝(一)乎。皇太子億計、歎(ク)歎(ク)不(レ)能(レ)答(一)。乃(レ)諫(レ)曰、
不可(ク)。大泊瀨天皇、正(レ)統(一)万機、臨(レ)照(レ)天下(一)。華夷
欣(ク)仰(ク)、天皇之身也。吾父先王、雖(ニ)是(一)天皇之子、遭(レ)
遇(ニ)連(レ)遭(一)、不(レ)登(レ)天位(一)。以(レ)此(レ)觀(レ)之、尊(レ)卑(レ)惟(レ)別(一)。而
忍(レ)壞(レ)陵墓(一)、誰(レ)人(レ)主(レ)以(レ)奉(レ)天(レ)之(レ)靈(一)。其(レ)不(レ)可(レ)毀(一)、
一也。又(レ)天皇(一)与(レ)億計(一)、曾(レ)不(レ)蒙(レ)遇(レ)白髮(一)天皇厚(レ)寵(一)殊
恩(一)。豈(レ)臨(レ)宝(レ)位(一)。大泊瀨天皇、白髮(一)天皇之父也。億
計聞(ク)諸(レ)老(レ)賢(一)々々(一)曰、言(レ)無(レ)不(レ)酬(一)、德(レ)無(レ)不(レ)報(一)。

有恩不レ報、敗レ俗^{ルビトヲ}之深^キ者也。陛下^{キミ}饗^テレ國、德行^ク広^ク聞^ユ於天下^ニ。而毀^レレ陵、翻^カ見^ニ於華^ニ、裔^シ億計^シ恐^ク、其^レ不可^ク以^テ莅^レ國子^ヲ民^ヲ也。其^レ不可^ク毀^レ、二也。天皇曰、善哉、令^レ罷^レ役^ヲ。顯宗記

謁見

將門已に關八州を攻靡、人民挙て彼に属す。〔中略〕こ、に下野の押領使依藤太秀郷おもふ事ありて、手の者爽^{サカ}に出立せ、下総に打越、先ツ門外より使者を立て、秀郷不屑^{マヤ}の身なりといへとも、列^ニ幕下^ニ欲^シ抽^シ忠^ニ節^トこの間、参上の由いひ遣しけれハ、將大に喜び、秀郷を客位に請^ヒじ打^ツふし、例の妓女に髮梳せて居たりしが、喜悅のあまり乱髪をも肆^ハず、大童に烏帽子引入し、周章騒て走り出、対面す。いふ処の詞一として追従を不^レ尽といふことなく、甚輕骨にぞ見えにける。猶も秀郷をもてなさんとて、種々の珍膳を構へ、様々の旨酒を設て饗応す。將門か食ける御料、膝の上に落散けるを、直垂の袖にて撫払ふ。その形勢曾人主の体にあらず。秀郷これを

刻「故事部類抄」(三)——曲亭叢書——

見て、爪彈をし、〔中略〕忽怨敵害心の義を扶ミ、初対面より心替りして、節度使の下向あらハ、相計ひて誅罰すへしと、内々便宜の兵をそ催しける。前太平記

冥數

源中納言雅頼の卿のもとに、めしつかハれける青侍が見たりける夢もおそろしかりけり。たとひハ大内の神祇官とおほしき所に、束帯た、しき上らうのあまたよりあひ給ひて、きちやうのやうなる事ありしに、末座なる上らうの、平家のかたう人し給ふとおほしきを、其中よりおつ立らる。はるかの上座にけたかけなる御宿老のましくけるか、此日頃平家のあつかり奉るせつ刀をハめし返ひて、伊豆の国の流人前の右兵衛佐頼朝に給ハる也、と仰けれハ、そのそはに猶御宿らうましくけるが、其後にハ我孫にもたび候へとそ仰せける。青侍夢のうちにある老翁に、しだいにこれを問奉る。ばつさなる上らうの平家のかたう人し給ふとおほしきハ、いつく嶋の明神、せつ刀を頼朝に給ふと仰らる、ハ、八幡大ほさつ、其後

わか孫にも給と仰けるハ、かすか明神、かう申すハ、武
内の明神、とこたへ給ふといふ夢を見て、さめて後、人
に是をかたる程に、入道相国もれ聞給て、からのの卿の
本へ使者を立て、それに夢見の青侍の候なるを給つてく
ハしくたつね候はや、と宣ひてつかハされたりけれハ、
夢見たりける青侍、あしかりなんとや思ひけん、やがて
ちんてんしてけり。平家物語

書簡

高尾の文覚、いつの国へなかさる、時、庁の下部ともか
申けるハ、いかにひしりの御房ハ、知人ハ持給ハぬか。
遠国へなかされ給ふに、とさんらうれうこときの物をも
こひ給へかし。といひけれハ、文覚ハさやうの用事をい
ふへきとくいハなし。さりながら東山の辺にこそとくい
はあれ。いでさらハ文をやらふ、といひけれハ、けしか
る紙をえさせたり。文覚大にいかつて、かやうのかミに
物かくやうなしとて、なげかへす。さらハとて、あつか
ミをたつねてえさせたり。文覚笑て、此法師ハものをえ

か、ぬそ。おのれらかけとて、か、するやう、文覚こそ
高尾の神護寺さうりうくやうの為に、勸進帳をさ、げて、
十方だんなをす、めありきけるが、か、る君の世にしも
あふて、奉加をこそし給ハざらめ、剩遠流せられて、い
つの国へまかり候。遠路の間で候へハ、土産糧料ときき
の物も大切に候。此使にたべといふ。云ま、に書て、さ
て誰殿へとかき候へきやらん。清水の観音坊へとかけと
いふ。それハ庁の下べをあさむくにこそといひけれハ、
一向あさむくにハあらず、さりとてハ、文覚ハ清水の観
音をこそふかう頼ミ奉たれ、さらてハ、誰にかハ用事を
もいふへきそと申ける。平家物語

書簡

義仲ハ、平家の大軍能登越中のさかひなるしほの山へ向
ふと聞て、越後の国府を立て、となミ山へはせむかふ。
木曾ハ、羽生に陣取て四方をきつと見まハせハ、夏山の
ミねのみとりの木のもとより、あけの玉垣ほの見へて、
かたそきつくりの社有。木曾殿案内者をめして、あれハ

いかなる神をあかめ奉たるその給へハ、あれこそ八幡

のにて御わたらせ候と申。木曾殿なのめならずよるこび

て、手かきにくせられたりける太夫坊覚明をめして、

〔中略〕すなハち願書をか、せらる。此の覚明と申ハ、

元ハ儒家の者也。藏人通広（トウキョウ）とて、勸学院にそ候ける。出

家の後ハ、西乗坊信救（シヤウバウ）とこそなのりけれ。常ハ南都へも

かよひけり。一年高倉の宮園城寺へ入御の時、山・奈良

へ牒状をつかハれけるに、南都の大衆いか、思ひけん、

その返牒をハ此信救にそか、せける。抑清盛入道ハ平家

の糟糠、武家の塵芥とそ書たりける。入道大きにいかつ

て、何条其信救めか、浄海程の者を平家のぬかかず、武

家のちりあくたとかくへきやうこそ奇怪なれ、いそき其

法師からめとつて死罪に行へとの給ふ間、これによつて

南都にハこらへすして、北こくへおち下り、木曾の手か

きして、大夫坊覚明とそなのりける。平家物語

* 頭注、東鑑に信救得業

還帰

⑤見衣食部直垂門

刻翻「故事部類抄」(三)——曲亭叢書——

報恩

奥州の佐藤三郎兵衛次信（サトウ）、大将の命にかハリ、能登殿

〔救経〕の矢おもてにたつてうたれけれハ、判官（義経）大

にかなしミ、若此辺に尊き僧や有とて尋出させ、手負の

只今死候に、一日経書で吊ひ給へとて、黒き馬のふとく

たくましきに、よいくらおいて、かの僧にそ賜ける。此

馬ハ判官五位尉になされし時、是をも五位になして、大

夫黒とよハれし馬也。一谷の後轡越をも此馬にて落され

ける。弟忠信を始として、是を見る侍共皆涙をなかつて、

此君の為に命を失ん事ハ、全露塵程も惜からしとぞ申け

る。平家物語

謁見

上総権介広常、催（シ）具（テ）当国周東周西伊南伊北庁南庁北

〔輩〕等、率（ツ）三万騎、参（ス）上隅田河、辺（ニ）武衛（頼朝）頗

瞋（テ）彼遅参、敢（フ）以無（シ）許容之氣。広常潜（ニ）以為、当時者率

士皆無（シ）非（ズ）平相国禅閣之管領。爰武衛為（シ）流人、輒被（シ）拳

義兵之間、其形勢無（シ）高喚、相（シ）者、直討（シ）取之、可（シ）献（シ）平

家一者、仍内雖レ挿ニ一凶之存念、外備ニ帰伏之儀ヲ參。然者得レ此数万合力、可レ被ニ感悦ニ歎之由、思儲之処、有レ被レ咎ニ遲參之気色。殆叶ニ人主之体也。依レ之、忽變ニ害心、奉和順。東鑑 治承四年九月十九日之記

調見

陸奥鎮守府前將軍從五位下平朝臣良將、男將門、虜領東國、企ニ叛逆之昔（承平七年）、藤原秀郷偽稱下可列門客之由、入ニ彼陣之処、將門喜悅之余、不肆所梳之髮、即引ニ入烏帽子、謁之。秀郷見ニ其輕骨、存レ可ニ誅罰也。趣ニ退出、如ニ本意ニ獲其首。東鑑

投贊

東鑑建久元年十月十三日、於ニ遠江国菊河宿、佐々木三郎盛綱、相副小刀於鮭楚割（居ニ折敷ニ）、以子息小童、送ニ進御宿。申云、只今削（之）令食之処、氣味頗懇切。早可聞食歎。二位殊御自愛、彼折敷被レ染御自筆曰、まちえたる人のなさけもすはやりのわりなく見ゆるこゝろさしかな。

復讐

東鑑建久三年正月廿一日、前幕下頼朝渡ニ御于新造、御堂地。犯土之間、運土石ニ疋夫等之中、有ニ左眼盲之男。幕下覽ニ恠之、彼者自何国誰人進哉之由、被ニ尋仰。仍景時雖レ相ニ尋之、不ニ分明、被レ召ニ寄御前、佐貫四郎大夫、伺ニ御旨、面縛之処、懷中帶ニ一尺余打刀。殆如ニ寒水。又覽ニ其首、魚鱗覆ニ眼上。弥知ニ食有ニ害心者之間、被ニ推問之。名謁申言、上総五郎兵衛尉也。為レ奉レ度ニ幕下、数日経ニ廻鎌倉中。（云云）即下ニ賜于義盛、可レ召ニ尋同意輩之旨、被ニ仰合之。

同年二月廿四日、於ニ武藏国六連海辺、囚人上総五郎兵衛尉忠光梟首。義盛奉レ之。日来断漿水ニ云云。推ニ問之間、申云、更ニ無ニ同類。但越中次郎兵衛尉盛繼、去年之比、隱ニ居丹波国。彼同存ニ会稽之志歎。於ニ當時（者）、難レ知ニ在所。曾不レ定ニ一所。

復讐

建久四年五月廿八日、癸巳。小雨降。日中以後霽。子剋

故伊東次郎祐親法師孫子、曾我十郎祐成・同五郎時宗、致推參于富士野、神野、御旅館、殺戮工藤左衛門尉祐

經。又有備前国住人吉備津宮王藤内者、依与于平氏家人瀬尾太郎兼保、為囚人被召置之処、属祐經訴

申無誤之由間、去廿日返給本領帰国。而猶為報祐經志、自途中更還來、勸盃酒於祐經、合宿談

話之処、同被誅也。爰祐經王藤内等、所令交會之遊女、手越少將・黄瀬川之龜鶴等、則喚此由。祐成兄

弟討父、敵之由、發高声。依之諸人騷動、雖不知子細、宿侍之輩、皆悉走出、雷雨擊鼓。暗夜失燈、殆迷東西之間、為祐成等、多以被疵、所謂平子野

(平)右馬允・愛甲三郎・吉香小次郎・加藤太・海野小太郎・岡部弥三郎・原三郎・堀藤太・白杵八郎、被殺戮、宇田五郎以下也。十郎祐成者、合仁田四郎忠常、被

討畢。五郎者、差御前奔參。將軍取御劔、欲令向之(給)而左近將監能直、奉抑留之。此間、小

舍人童五郎丸、搦得曾我五郎。仍被召預大見、小平次。

其後靜謐。義盛・景時奉仰見知祐經死骸。(云云)左衛門尉藤原朝臣祐經(工藤滝口祐繼男)。

○同廿九日記云、此兄弟(祐成・時宗)者、河津三郎祐泰(祐親法師嫡子)男也。(祐泰)去安元二年十月之比、於伊豆奥、狩場、不囿中矢墜命。是祐經所為也。于時

祐成五歲、時宗三歲也。成人之後、祐經所為之由聞之、遂宿意。凡此間、每狩倉、相交于御供之輩、伺祐

經之隙、如影之隨身云。東鑑

書簡

建久四年五月卅日、將軍家、祐成・時宗最後、事等於母許文、被召出之処、幼稚欲度父敵之旨

趣、悉載之。將軍拭御感涙、覽之。永可被納文庫云云。東鑑

施恩

建久四年六月七日、將軍家、自駿河國還向鎌倉給。而曾我太郎祐信、候御共之処、於路次給暇。剩免除曾我庄乃貢。可訪祐成兄弟夢後之由、被仰下。是

偏依_レ令_レ感_ニ彼等勇敢之無_レ怠給_上也。東鑑

謁見 天の部ニ入ベシ

畠山二郎重忠、為_レ謁_ニ明慧上人、參_ニ向梅尾。而重忠近到之時、煙塵頗動。上人、門弟等、洛中有_ニ燒亡_ニ歟_ニ之由、成_レ疑之処、上人云、不_レ然。有_ニ其号_ナ勇士、只今可_ニ来入_一。其氣所_レ見也。者_レ小時_ニ重忠參_ニ名謁_一。僧衆今更仰_ニ信上人_一之詞。東鑑建久六年四月三日

※四月五日の誤記。

禍福

建保七年正月廿七日云、今日將軍家_{實朝}右大臣為_ニ拝賀_一、御_ニ參鶴岳八幡宮_一。摘要。今日勝事兼示。爰異事非_レ。所謂及_ニ御出立之期_一、前大膳大夫入道_{元參進}、申云、覺_ニ阿成人之後_一、未_レ知_ニ涙之浮_レ面_一。而_今、奉_ニ昵近_一之処_{落涙難_レ禁}。是_ニ非直也事_一。定可_レ有_ニ子細_一歟。東大寺供養之日、任_ニ右大將軍御出之例_一、御束帶之下、可_レ令_レ著_ニ腹卷_一給_上。(云云)仲章朝臣申云、昇_ニ大臣大将之人_一、未_レ有_ニ其式_一。(云云)仍被_レ止_レ之。又公氏、候_ニ御鬢之_一処、

自拔_ニ御鬢_一一筋、称_ニ記念_一賜_レ之。次覽_ニ庭梅_一、詠_ニ禁忌

和歌_一給。出_テイナハ主ナキ宿ト成ヌトモ軒端ノ梅ヨ春ナワスレソ。次_ニ御_一出南門之時、靈鳩類_ニ鳴轉_一、自_レ車下給_レ之刻、被_レ突_ニ折雄劍_一。(云云)今日及_ニ夜陰_一、神拜事終、漸令_ニ退出_一、御_ニ之_一処、当_ニ宮別当阿闍梨公曉_一、窺_ニ来于石階_一之際、取_レ劍_ニ奉_レ侵_ニ蒸相_一。東鑑

書簡 △進仕之部同官門ニアリ○

禍福

建保七年二月八日云、右京兆義時詣_ニ大倉薬師堂_一給。此梵宇、依_ニ靈夢之告_一、被_ニ草創_一之処、去月廿七日戌剋、供奉之時、如_ニ夢号_一、白犬、見_ニ御傍_一之後、心神違乱之間、讓_ニ御劍於仲業朝臣_一、相_ニ具伊賀四郎計_一、退出畢。而右京兆者、被_レ役_ニ御劍_一之由、禪師公曉兼以_ニ存知之間_一、守_ニ其役人_一、斬_ニ仲章之首_一。当_ニ彼時_一、此堂、戌神、不_レ坐_ニ于堂中_一給_上。東鑑

微賤

今ハむかし、たか忠といひける越前守の時に、いミしく

不幸なりける侍の、夜昼まめなるか、冬なれと、かたひらをなんきたりける。雪のいミしくふる日、侍、哥よめをかしうける雪かな、といへハ、このさふらひ、何を題(マユ)にて仕へきそと申せハ、はたかなるよしをよめといふに、程もなく、ふるふ声をさ、げてよみあぐ。はだかなるわか身にかゝるしら雪はうちはらへともきえせさりけり。

宇治拾遺

橘福

今ハむかし、伴大納言善男ハ佐渡国郡司か従者なり。彼国にて、善男夢に見るやう、西大寺と東大寺とをまたけてたちたりと見て、妻の女にこのよしをかたる。めのいハく、そののまたこそさかれんすため、とあハするに、善男おとろきて、よしなきことをかたりてけるかな、とおそれ思ひて、しうの郡司か家に行むかふ所に、郡司きハめたる相人也けるか、日来ハさもせぬに、ことの外に饗応して、わらふだとり出、むかひてめしのほせけれハ、善男あやしミをなして、われをすかしのほせて、妻のい

ひつるやうに、またなどさかんするやらむ、とおそれ思ほとに、郡司かいハく、汝やんごとなき高相の夢見てけり、それに、よしなき人にかたりてけり、かならず大位にハいたるとも、事いできて、罪をかうふらんぞといふ。しかるあひた、善男、縁につきて、上京して大納言にいたる。されとも犯罪をかうふる。郡司か詞たかハす。

宇治拾遺

知人

今ハ昔、丹後守保昌、国へくたりける時、与佐の山に、白髪の武士一騎あひたり。路のかたハらなる木の下に、うち入て立たりけるを、国司の郎等とも、この翁、など馬よりおりさるぞ、奇怪なるととかめ、おろすへしといふ。爰に国司のいはく、一人当千の馬のたてやう也。たゞにあらぬ人ぞ。とかむへからす、とせいして打すくるとに、三町はかり行て、大矢の左衛門尉致経、数多の兵を具してあへり。国司会釈する間、致経かいはく、爰に老者や一人逢奉て候つらん。致経か父、平五大夫に

候。堅固の田舎人にて、無礼し候つらんといふ。致経過
てのち、されハこそ、とそいひける。宇治拾遺

復讐

君（後醍醐）ノ御謀叛ヲ申勸ケルハ、具行・俊基・資朝也。
各死罪ニ行ルヘシト、評定一途ニ定テ、先去年ヨリ、佐
渡国ヘ流サレテオハスル日野中納言資朝卿ヲ斬奉ルヘシ
ト、其国ノ守護、本間山城入道ニ被_レ下知_ル。此事京都ヘ
聞ヘケレハ、此資朝ノ子息国光ノ中納言、其比ハ阿新殿
トテ歳十三ニテオハシケルカ摘要、父ノ最期ニ逢奉ラン
トテ、遙々佐渡国ヘ赴給ケルカ、本間入道遂ニ父子ノ対
面ヲハ許サズ、資朝斬ラレ給テ後、遺骨ヲハ只一人召仕
ケル中間ニ持セテ、先我ヨリ先ニ高野山ニ參テ、奥ノ院
トカヤニ収ヨトテ、都ヘ帰シ上セ、我身ハ勞ル由ニテ、
尚本間カ館ニソ留リケル。是ハ本間カ情ナク、父ヲ今生
ニテ我ニ見セサリツル鬱憤ヲ散セント思フ故也。角テ四
五日経ケル程、阿新クマツカ昼ハ病ヨシニテ終日ニ臥シ、夜ハ忍
ヤカニヌケ出テ、本間カ寢処ナント細々伺テ、隙アラハ

彼入道父子カ間ニ、一人サシ殺シテ腹切ラスル物ヲト思
定テソネラヒケル。或夜雨風烈シク吹テ、番トビスル郎等共
モ、皆遠侍臥タリケレハ、今コソ待処ノ幸ヨト思テ、本
間カ寢処ノ方ヲ忍テ伺ニ、本間カ運ヤツヨカリケン、今
夜ハ常ノ寢処ヲ替テ、何クニ有トモ見ヘス。又二間ナル
処ニ燈ノ影ノ見ヘケルヲ、是ハ若本間入道カ、子息ニテ
ヤ有ラン、其ナリトモ討テ恨ヲ散セント、ヌケ入テ是ヲ
見ルニ、其サヘ爰ニハ無シテ、中納言殿ヲ斬奉シ本間三
郎ト云者ソ、只一人臥タリケル。ヨシヤ是モ時ニ取テハ
親ノ敵也。山城入道ニ劣ルマシト思テ、走リカ、ラント
スルニ、我ハ元來太刀モ刀モ持ス、只人ノ太刀ヲ我物ト
憑タルニ、燈殊ニ明ナレハ、立寄ハ聽テ驚合フ事モヤ有
ンスラント危テ、左右ナク寄エス。何カセント案煩テ立
タルニ、折節夏ナレハ、燈ノ影ヲ見テ、蛾ト云虫ノアマ
タ明障子ニ取付タルヲ、スハヤ究竟ノ事コソ有レト思テ、
障子ヲ少シ引アケタレハ、此虫アマタ内ヘ入テ、聽テ燈
ヲ打ケシヌ。今ハ右トウレシクテ、本間三郎カ枕ニ立寄

テ探ルニ、太刀モ刀モ枕ニ有テ、主ハイタク寢入タリ。

先ツ刀ヲ取テ腰ニサシ、太刀ヲ拔テ心モトニ指当テ、寢

タル者ヲ殺ハ死人ニ同シケレハ、驚サント思テ、先足ニ

テ枕ヲハタト蹴タリケル。ケラレテ驚処ヲ、一ノ太刀ニ

臍ノ上ヲ疊マテツツキトホシ、返ス太刀ニ喉フエ指切

テ、心閑ニ後ノ竹原ノ中ヘソカクレケル。太平記

*頭注、名跡志切斷福寺ノ□ニ云、□此社ニ梅□師阿闍梨

トイフ人アリ。是ハ日野中納言資嗣ノ息阿新丸ヲ引

シテ、因渡ニ赴、本間入道ヲ討シ人ナリ。

報恩 穀粟麥ノ部ニモ入ル

延元々年五月、生田ノ森合戦ノ記ニ云、抑官軍ノ中ニ、

知シ義輕シ命者雖シ多、事ノ急ナルニ臨テ大将ノ命ニ替

ントスル兵無リケルニ、遙隔タル小山田太郎高家一人、

馬ヲ引返シテ義貞ヲ奉レ乘、刺我身跡ニ下テ打死シケル、

其志ヲ尋レハ、僅ノ情ニ憑テ百年ノ身ヲ捨ケル也。去年

義貞西國ノ打手ヲ承テ、播磨ニ下著シ給時、兵多シテ糧

乏シ。若軍ニ法ヲ置スハ、諸卒ノ狼藉不シ可シ絶トテ、

一粒ヲモ刈採、民屋ノ一ツヲモ追補シタランスルモノヲ

ハ、速可シ被シ誅シ之由ヲ大札ニ書テ、道ノ辻々ニソ被

シ立ケル。依シ之農民耕作ヲ棄ス、商人売買ヲ快シケル

処ニ、此高家敵陣ノ近隣ニ行テ青麥ヲ打刈ラセテ、乗鞍

ニ負セテソ帰ケル。時ノ侍所長浜六郎左衛門尉是ヲ見、

直ニ高家ヲ召寄、無シ力法ノ下ナレハ、是ヲ誅セントス。

義貞是ヲ聞給テ、推量スルニ、此者、青麥ニ身ヲ替ント

思シヤ。此所敵陣ナレハト思誤ケルカ。然スハ兵糧ニ術

尽テ法ノ重ヲ忘タルカノ間也。何様彼役所ヲ見ヨトテ、

使者ヲ遣シテ、被シ点檢シケレハ、馬物具爽ニ有テ、食

物ノ類ハ一粒モ無リケリ。使者帰テ此由ヲ申ケレハ、義

貞ハ恥メル氣色ニテ、高家カ犯シ法事ハ、戦ノ為ニ罪

ヲ忘タルベシ。何様士卒先ンシテ疲タルハ大将ノ恥也。

勇士ヲハ不シ可シ失、法ヲハ勿シ乱事トテ、田ノ主ニハ

小袖ニ重与テ、高家ニハ兵糧十石相副テ、色代シテソ帰

サレケル。高家此情ヲ感シテ忠義弥染心ケレハ、此時

大将ノ替シ命、忽ニ打死ヲハシタル也。

揚善

貞時北条七代、聞_レ出羽々黒修験者之訴訟、_レ察_レ回国使之濫悪、_レ且知_レ民間之所_レ愁。而執_レ濫悪者数百人、_レ而罪_レ之。又久我内大臣通基無_レ故被_レ魔蟄、居於城南。貞時_レ糾_レ其無_レ罪。執奏。帝驚而許_レ之。(鎌倉將軍家譜) 遠國ノ守護・国司・地頭・御家人、如何ナル無道猛悪ノ者有テカ、人ノ所領ヲ横領シ、人民百姓ヲ悩スラン。自諸國ヲ順リテ、是ヲ不聞_レハ叶マシトテ、西明寺ノ時頼禪門密ニ貌ヲ糞シテ、六十余州ヲ修行シ給ニ、或時、摂津国難波ノ浦ニ行到リヌ。(中略) 既ニ日暮ケレハ、荒タル家ノ垣間マハラナルニ立寄テ、宿ヲ借給ケルニ、内ヨリ年老タル尼公一人出テ、宿ヲ可_レ奉_レ借事ハ安ケレトモ、藻塩草ナラデハ敷物モナク、磯菜ヨリ外ハ可_レ進物モ侍ラネハ、中々宿ヲ借奉テモ甲斐ナシト侘ケルヲ、サリトテハ日モハヤ昏ハテヌ、又可_レ問里モ遠ケレハ、枉テ一夜ヲ明シ待ント、兎角云侘テ留リヌ。旅寝ノ床ニ秋深テ、

浦風寒ク成儘ニ、折燒葦ノ通夜^{ヨモスカク} 臥侘テコソ明シケレ。朝ニ成ヌレハ、主ノ尼公手ツカラ飯匙^{カヒ}取音シテ、椎ノ葉折敷タル(折敷ノ)上ニ、餉盛テ持出来タリ。甲斐々々シクハ見ヘナカラ、懸ル態ナンドニ馴タル人共見ヘネハ、不審ク覺テ、ナドヤ御内ニ被_レ召仕_レ人ハ候ハヌヤラント問給ヘハ、尼公泣々、サ候ヘハコソ、我ハ親ノ讓ヲ得テ、此所ノ一分ノ領主ニテ候シカ、夫ニモ後レ子ニモ別テ、便ナキ身ト成ハテ候シ後、惣領某ト申者、関東奉公ノ權威ヲ以、重代相伝ノ所帯ヲ押取テ候ヘトモ、京鎌倉ニ參テ可_レ訴訟申_レ代官モ候ハネハ、此二十余年貧窮孤獨ノ身ト成テ候、(中略) 只推量リ給ヘト、委ク是ヲ語テ、涙ニ咽ビケル。斗數ノ聖熟々ト是ヲ聞テ、余ニ哀ニ覺テ、笈ノ中ヨリ小硯取出シ、卓ノ上ニ立タリケル位牌ノ裏ニ一首ノ歌ヲソ書タリケル。難波湯塩十二速キ月影ノ又元ノ江ニスマザラメヤハ。禪門諸国斗數畢テ鎌倉(ニ帰給フト) 均ク、此位牌ヲ召出シ、押領セシ地頭カ所帯ヲ没取シテ、尼公カ本領ノ上ニ副テソ是ヲ給タリケ

ル。「中略」後ノ最勝園寺貞時モ追先蹤又修行シ給ヒシ
ニ、其比久我内大臣、仙洞ノ叡慮ニ違ヒ給テ、領家悉
被_レ没取_レ給シカハ、城南ノ茅屋ニ閑寂ヲ耕テゾ隱居シ
給ヒケル。貞時斗藪ノ次テニ、彼故宮ノ有様ヲ見給テ、
何ナル人ノ棲堀ニテカアルラント事問給ノ処ニ、諸大夫
ト覺シキ人立出テ、シカ(シカ)トソ答ヘケル。貞時具
ニ聞テ、御罪科差タル事ニテモ候ハズ、其上大家ノ一跡、
此時斷亡セン事無_レ勿体_レ候ナト、閑東様ヘハ御歎候ハ
ヌヤラント、此修行者申ケレハ、諸大夫、サ候ヘハコソ
此御所ノ御様昔ビレテ、加様ノ事申セバ云事ヤ可_レ有_レ
我身ノ無_レ咎由ニ閑東ヘ歎カハ、仙洞ノ御誤ヲ挙ルニ似
タリ。縦一家此時ニ亡フ共、争カ臣トシテ君ノ非ヲハ可
レ奉{ケル}、無力_レ、時刻到来歎カヌソト被_レ仰候。御家
門ノ滅亡此時ニテ候ト語リケレハ、修行者感涙ヲ押ヘテ、
立帰ニケリ。誰ト云事ヲ不_レ知。閑東帰居ノ後、最前ニ
此事ヲ有ノ儘ニ被_レ申シカハ、仙洞大ニ有_レ御恥_レ久我
ノ旧領悉ク早速ニ被_レ還付_レケリ。サテコソ此修行者ヲ

ハ貞時ト被_レ知ケル。太平記三十五

微賤

待宵ノ小侍從ハ元阿波局トテ、高倉院ノ御位ノ時御宮仕
シテ有ケル。世ニマツシキ女房ニテ、夏冬ノ衣更モ便ナ
ク有シヲ悲ミテ、広隆寺ノ薬師ニ參テ、七箇日折申ケレ
ハ、驗モナクテ、今一夜通夜シテ、南無薬師アハレミ玉
ヘ、世ノ中ニアリワツラフモ病ナラスヤト、詠シテ打マ
トロメルニ、御帳ノ内ヨリ白キ衣ヲ玉ハルト夢ミテ、内
エ參リケルニ程ニ、八幡ノ別当幸清ニ思ハレ、引更ハナ
ヤニナリシ。盛衰記

△悪報 アヤマツテ性行ノ部ニアリ

謁見

泉の大将、故左のおほいとのにまうで給へりけり。外に
て酒などまいりてゑいて、夜いたくふけてゆくりともな
くものし給へり。おと、おどろき給ひて、いづくにも
し給へるたよりにかあらんなど聞え給ひて、みかうしあ
げさばぐに、壬生忠岑御供にあり。みはしのもとに、松

ともしなから、ひさまつきてせうそこ申す。かさ、きのわたせる橋の霜のうへをよハにふみわけことさらにこそとなんの給ふと申す。あるしのおと、いとあはれにをかしとおほして、其夜ひと夜おほみきまいり遊ひ給ひ、大将に物かつげ、忠ミねにもろく給ハリなとしけり。

大和物語

投贊

光福寺在_三今出川原_ニ。開基、僧号_ニ宗真_一。丹波国、人也。豊臣秀吉公在_ニ聚楽城_ニ時、屢遊_ニ獵斯辺_一。一日暫憩_ニ斯寺_一、住僧宗真無_ニ可_レ献物_一。於_レ茲献_ニ乾菜_一一把。秀吉公感_ニ其質素_一、則賜_ニ寺産_一。自_レ茲世_ニ称_ニ乾菜寺_一。雍州府志

(しばた みつひこ 跡見学園女子大学教授)

(たにわき まさちか 早稲田大学文学部教授)

(きら すえお 早稲田大学文学部教授)

(はりもと しんいち 大東文化大学助教授)

(ふたまた じゅん 早稲田大学大学院学生)